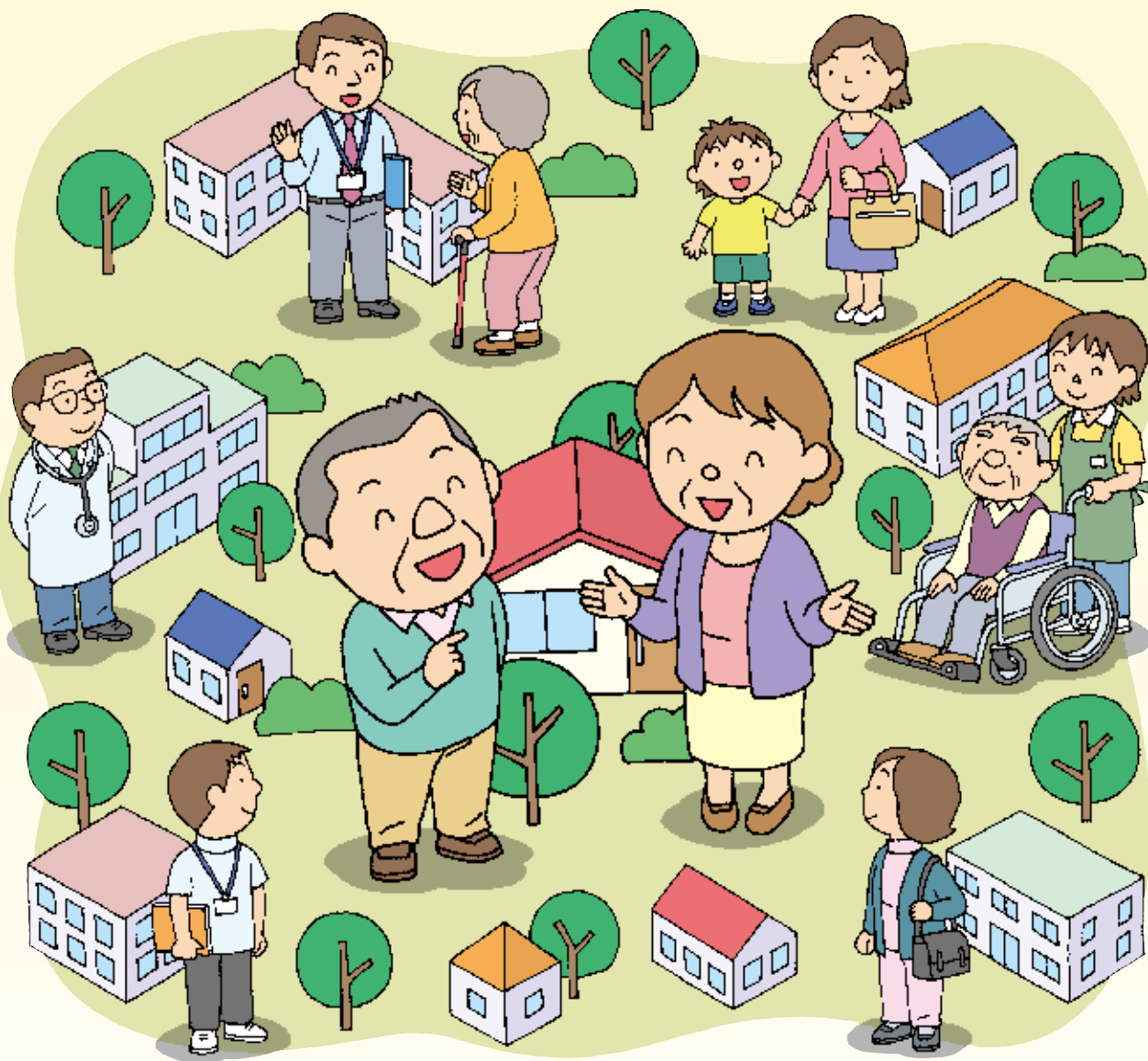


# 高齢者福祉 のしおり

令和8年度版



『高齢になっても、安心していきいきと  
誇りを持って暮らせるまちづくり』

(令和6年3月策定、薩摩川内市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画基本理念)



薩摩川内市

パソコンやスマートフォンから  
市内の介護サービスが検索できます。

介護サービス検索  
「ちずプラ」



[https://czpl.jp/satsumasendai\\_koureishahukushi/](https://czpl.jp/satsumasendai_koureishahukushi/)

相談窓口の紹介

- 市役所の健康保険部等の窓口……2
- 支所、川内保健センター、各種施設、薩摩川内市社会福祉協議会 ……3
- 身近な相談員 ……4
- 無料相談窓口 ……5
- 高齢者の相談窓口
  - 地域包括支援センター ……6
  - 在宅介護支援センター ……7
  - 在宅医療支援センター ……7
  - 権利擁護センター ……7

高齢者福祉サービス

- 生きがい・健康づくり
  - 仲間とともに社会に貢献
    - 高齢者クラブ ……8
  - 円滑なクラブ活動のために
    - 高齢者クラブ助成金 ……8
    - 高齢者団体に対し市の施設使用料を減免します ……8
    - 公益社団法人 薩摩川内市シルバー人材センター ……9
  - ご長寿おめでとうございます
    - 敬老金 ……10
  - 健康づくり
    - はり・きゅう・マッサージ等施術料助成 ……10
    - 利用施設 ……10
  - 健診(検診)・保健指導のご案内
    - 特定健康診査・長寿健康診査・特定保健指導 ……11

- がん検診 ……11
- 健康増進事業 ……12
- インフルエンザ・新型コロナ予防接種…12
- 肺炎球菌予防接種 ……12
- 带状疱疹予防接種 ……12

在宅福祉サービス

- ひとり暮らし等で虚弱な高齢者の緊急時のために
  - 緊急通報装置の設置(貸与) ……13
- 心身が弱くなってきた高齢者のために
  - 高齢者日常生活用具給付等事業 ……13
  - 高齢者見守り確認機器導入費用補助金交付事業 ……13
- シルバーハウジングの入居者を支援します
  - 高齢者住宅等安心確保事業 ……14
- ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に
  - 生活指導型ショートステイ ……14
  - 高齢者訪問給食サービス…14
- ねたきり等の高齢者を居宅で介護する家族の方に
  - ねたきり老人介護手当 ……15
  - 介護用品購入費を助成します…15
- 認知症や障害者の方の暮らしを守るために
  - 成年後見制度 ……16
- 地域で災害から高齢者や障害者等を守りましょう
  - 避難行動要支援者避難支援等制度…16
- 要介護認定を受けた方の障害者控除について ……16

施設入所

- 各種老人ホーム等
  - 養護老人ホーム ……17
  - 生活支援ハウス ……17

介護保険制度、介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護保険のしくみ
  - みんなで支えあう制度です ……18
- 保険料
  - 保険料は大切な財源です ……20
  - 40歳以上65歳未満の方の保険料…21
  - 65歳以上の方の保険料…22
- 介護サービスの利用のしかた
  - 介護サービスの利用手順 ……24
- 要介護1～5の方(介護サービス)
  - 介護サービスの利用のしかた ……26
- 要支援1・2及び介護予防・日常生活支援総合事業の方(介護予防サービス、介護予防生活支援サービス事業)
  - 介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業の利用のしかた ……27
- 利用者の負担
  - 原則として費用の一部を負担します ……28
    - 在宅サービスの費用 ……28
    - 負担が高額になったとき ……29
- 利用できるサービス
  - 在宅サービス ……30
    - 訪問を受けて利用する ……30
    - 施設に通って利用する ……33
    - 短期間入所する ……35
    - 施設に入居して利用する ……35

- 生活する環境を整えるサービス ……36
  - 福祉用具をレンタルする ……36
  - 福祉用具を購入する ……36
  - 小規模な住宅改修 ……37

地域密着型サービス

- 住み慣れた地域での生活を続けるために ……38

施設サービス

- 施設サービスの費用 ……40
- 施設の種類 ……41

市の介護予防事業

- 介護予防のため実施している事業 ……42
  - ミニ・デイサービス ……42
  - 介護予防元気度アップ事業 ……45
  - ふれあい・いきいきサロン…45
- 認知症の相談窓口について ……46
  - 認知症カフェ ……46
  - 家族介護者の会「よいやんせ」…47
  - 認知症初期集中支援チーム ……47
  - SOSネットワーク事業 ……47
  - 認知症の相談に関するお問い合わせ ……47

事業所等一覧

- 介護保険サービス提供事業所 ……48
  - 在宅サービス ……48
  - 介護予防・日常生活支援総合事業…52
  - 地域密着型サービス ……53
  - 施設サービス ……54
- 各種老人ホーム ……55
- 地域包括支援センター ……56
- 在宅介護支援センター ……56

## 市役所の健康保険部等の窓口

### ●市役所本庁内

- ・代表電話 0996-23-5111、FAX番号 0996-20-5570
- ・広報電話 0120-894-256 (夜間救急当番やイベント・防災行政無線内容などの情報が確認できます。)

課名	業務内容	グループ名
保健政策課	地域医療、診療所に関すること	企画総務グループ 地域医療グループ
保険年金課	国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金	国保グループ 高齢者医療グループ 国民年金グループ
介護保険課	介護保険、介護予防	包括支援グループ 介護審査グループ 介護指導グループ
福祉政策課	地域福祉、民生委員・児童委員、生活困窮者自立支援、消費者行政	企画総務グループ 社会福祉グループ 生活相談グループ
高齢・障害福祉課	高齢者福祉、障害者(児)福祉、心身障害者医療	高齢者福祉グループ 障害者支援グループ 障害者給付グループ
保護課	生活保護	保護第1グループ 保護第2グループ 管理グループ
こども家庭課	市民相談、少子化対策、母子保護、こども家庭センター	こども政策グループ 相談第1グループ 相談第2グループ
くらし政策課	おくやみコーナー、マイナンバーカード、交通災害共済	企画総務グループ マイナンバーグループ
市民課	戸籍、住民基本台帳(外国人住民を含む)、印鑑登録	住民グループ 戸籍グループ
環境課	公害対策、自然保護、一般廃棄物(ごみ、し尿)、環境衛生、狂犬病予防、市営墓地、葬祭場	生活環境グループ 廃棄物政策グループ 環境管理グループ

## 支所、川内保健センター、各種施設、薩摩川内市社会福祉協議会

### ●各支所

支所・課名	グループ名	電話番号
樋脇支所 地域振興課	市民生活グループ	0996-37-3111
入来支所 地域振興課	市民生活グループ	0996-44-3111
東郷支所 地域振興課	市民生活グループ	0996-42-1111
祁答院支所 地域振興課	市民生活グループ	0996-55-1111
甑島振興局 地域振興課	市民生活グループ	09969-2-0001
鹿島市民サービスセンター	—	09969-4-2211
里市民サービスセンター	—	09969-3-2311
下甑支所 地域振興課	市民生活グループ	09969-7-0311

### ●川内保健センター(すこやかふれあいプラザ内)

課名	業務内容	グループ名	電話番号
市民健康課	健康増進事業、特定保健指導、栄養に関すること	健康増進第1グループ	0996-22-8811
	母子保健、歯科に関すること	健康増進第2グループ	
	各種がん検診に関すること、予防接種、保健施設の管理に関すること	健康企画・予防グループ	

### ●各種施設(環境関係施設)

施設名	電話番号
川内クリーンセンター	0996-30-1117
上甑島一般廃棄物中継施設	09969-3-2940
下甑一般廃棄物中継施設	09969-5-0770

### ●薩摩川内市社会福祉協議会

支所名	住所	電話番号
本所	永利町4107-1 市総合福祉会館内	0996-22-2355
樋脇支所	樋脇町市比野2926-2	0996-38-1166
入来支所	入来町浦之名32-1	0996-44-3731
東郷支所	東郷町斧淵725-1	0996-42-1872
祁答院支所	祁答院町下手41	0996-55-1610
甑島支所	里町里1900-2	09969-3-2880
甑島支所 下甑駐在	下甑町長浜1185-2	09969-5-1510

## 身近な相談員

それぞれの地域又は、市役所庁舎内には、専門分野ごとに、いろいろな相談員を配置しています。

お困りごとや、いざというときには地域の身近な相談窓口として、それぞれの相談員にご相談ください。

### ◆ 認知症地域支援推進員

認知症地域支援推進員は、市、地域包括支援センター、民間事業に在籍しています。認知症に関する相談対応や、関係機関と連携をし、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援しています。

●問い合わせ先：薩摩川内市地域包括支援センター（☎ 0996-24-3331）  
介護保険課 包括支援グループ

### ◆ 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受け、関係機関・団体と連携を図りながら、地域住民の福祉に関する相談相手となります。市内に約300人の民生委員・児童委員を設置しています。

●問い合わせ先：福祉政策課（社会福祉グループ）  
又は各支所地域振興課及び甌島振興局地域振興課

### ◆ 健やか支援アドバイザー

地域住民の健康や福祉に関する問題を把握し、高齢者や障害者が住み慣れた地域のなかで安心して生活していけるよう見守り、訪問活動や福祉サービスの情報提供を行い、必要に応じて民生委員・児童委員や在宅介護支援センター及び市の担当課に連絡をしてくださる方々です。市内には約600人のアドバイザーを設置しています。

●問い合わせ先：社会福祉協議会地域福祉課（☎ 0996-29-5538）  
介護保険課 包括支援グループ

### ◆ 母子保健推進員

妊産婦・乳幼児のいる家庭を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みを聞き、情報提供を行い、必要に応じて保健センター等へ連絡をしてくださる方々です。

また、こんにちは赤ちゃん事業としても生後4ヶ月までのお子さんのいる家庭を訪問しています。

●問い合わせ先：市民健康課

### ◆ 食生活改善推進員

市民の健康を食生活の面から支援するため、地域において対象者に応じた望ましい食習慣の普及を推進しています。

●問い合わせ先：市民健康課

### ◆ 女性・家庭生活支援相談員

児童や保護が必要な女性について相談に応じ、必要な指導・支援を行います。

対象者は、ネグレクト（養育放棄）や虐待を受けている児童、ヤングケアラー、高齢者、障害者、配偶者の暴力、離婚、男女関係等のトラブル、家庭内の不和やいざこざ等について悩みを持つ方々。

●問い合わせ先：こども家庭課（相談第1・第2グループ）

### ◆ 消費生活相談員

毎日の生活の中で消費生活（訪問販売や通信販売の契約など）に関する困ったことや、疑問に思ったことなどありましたら、気軽に相談してください。

●問い合わせ先：福祉政策課（生活相談グループ）

## 無料相談窓口

消費生活相談・一般相談に関すること		
相談名	概要	お申し込み・お問い合わせ先
児童・女性・家庭相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童虐待、養育問題、ヤングケアラー、高齢者・障害者虐待、DV（配偶者等の暴力など）、離婚、男女関係等のトラブルなど家庭問題に関する相談</li> <li>・相談対応：女性・家庭生活支援相談員</li> <li>・毎週月～金曜日 8：30～17：15（土日祝日は除く）</li> <li>・本庁舎2階</li> </ul>	直通相談電話 ☎0996-20-6343（直通電話） ※土日祝日・時間外は ☎0996-23-5115 ヤングケアラー相談電話 ☎0120-080-794 ヤングケアラー相談 LINEもあります。 本庁舎2階 こども家庭課（相談第1・第2グループ）
消費生活相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活に関する苦情や相談（訪問販売や通信販売の契約など）</li> <li>・相談対応：消費生活相談員</li> <li>・毎週月～金曜日、8：30～17：15（土日祝日は除く）</li> <li>・本庁舎東別館2階</li> <li>※支所からのテレビ会議システムによる相談（弁護士や司法書士による相談の場合も利用できます）</li> </ul>	☎0996-23-0808（直通電話） 本庁東別館2階 福祉政策課（生活相談グループ） ☎0996-23-5111
弁護士による無料法律相談（※毎回の定員：6人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事上の法律問題全般</li> <li>・相談対応：弁護士</li> <li>・原則毎月第2木曜日、第4木曜日、第3金曜日13：00～16：00</li> <li>・本庁舎2階相談室</li> </ul>	鹿児島県弁護士会 ☎099-226-3765 ※毎月1日以降電話で申し込みください。
司法書士による無料法律相談（※毎回の定員：6人）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記手続き、相続、成年後見、多重債務の相談など</li> <li>・相談対応：司法書士</li> <li>・原則毎月第4金曜日、13：00～16：00</li> <li>・本庁舎2階相談室</li> </ul>	本庁東別館2階 福祉政策課（生活相談グループ） ☎0996-23-5111 ※毎月1日以降電話で申し込みください。
行政書士会（川薩支部会員）による無料相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暮らしの悩みごとや行政手続全般の支援</li> <li>・原則毎月第2土曜日、10：00～15：00</li> <li>・SSプラザせんだい</li> </ul>	鹿児島県行政書士会 川薩支部 ☎0996-20-2303

生活上の悩みに関すること		
相談名	概要	お申し込み・お問い合わせ先
心配ごと相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活上の悩みごと・生計・家庭・財産・法律</li> <li>・日時はお問い合わせください。</li> <li>・薩摩川内市社会福祉協議会本所、同協議会支所</li> </ul>	薩摩川内市社会福祉協議会 本所・支所 本所 ☎0996-22-2355
何でも相談室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・男女を問わず、いろいろな相談に応じます。（他の相談の窓口になります）</li> <li>・毎週土曜日、13：00～16：00</li> <li>・男女共同参画センター（SSプラザせんだい内）</li> </ul>	男女共同参画センター （SSプラザせんだい内） ☎0996-25-6056

子どもの急な病気に関すること		
相談名	概要	お申し込み・お問い合わせ先
小児救急電話相談（鹿児島県）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間におけるお子様の急な病気への対応や、応急処置などを相談できる窓口</li> <li>・相談対応：看護師</li> <li>・相談時間：平日・土曜日19：00～翌朝8：00 日曜日・祝日・年末年始8：00～翌朝8：00</li> </ul>	電話# 8000 又は☎099-254-1186

※平日の相談は、祝日を除きます。  
 ※相談日程については、事前にご確認ください。  
 ※弁護士、司法書士等による無料法律相談については、上記相談のみが無料で、継続する相談については有料となります。  
 ※支所窓口に出向かれた相談者に対し、本庁の専門相談員と迅速に相談できるテレビ会議システムを設置してあります。プライバシーは固く守られます。支所職員へお気軽にお尋ねください。  
 ※上記以外に、各種相談窓口を設置しています。専門の方に相談をしたい場合は、または、その相談先がわからない場合は、福祉政策課（生活相談グループ）〈☎0996-23-5111〉までお問い合わせください。

## 高齢者の相談窓口

### 地域包括支援センター

高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその方らしい生活を送るためには、介護サービスをはじめ、福祉、医療、権利擁護等さまざまなサービスを包括的・継続的に提供していく必要があります。

そこで地域包括支援センターでは、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等の専門職が連携し、相談・助言・情報提供等の業務を行い、計画作成担当者が介護予防プランの作成業務を行います。

職種	圏域	川北	川南	支所	甌島
保健師 社会福祉士 主任ケアマネジャー		4人	4人	4人	3人
計画作成担当者 (ケアマネジャー、 看護師等)		6人	6人	6人	上記が兼務

※その他、全域を担当している介護予防支援担当者が2名配置されています。

※川内地域の川内川より北の地域は川北、南の地域は川南です。樋脇地域、入来地域、東郷地域、祁答院地域は支所です。里地域・上甌地域・下甌地域・鹿島地域は甌島です。

### 1 包括的支援事業

#### ● 総合相談支援

高齢者等の相談を総合的に受け、介護保険やさまざまな制度・地域資源の情報提供を行い、それらの利用支援を行います。

#### ● 権利擁護

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業の拠点として、成年後見制度の活用促進や虐待の早期発見・虐待防止の取り組みを行います。

#### ● 包括的・継続的ケアマネジメント支援

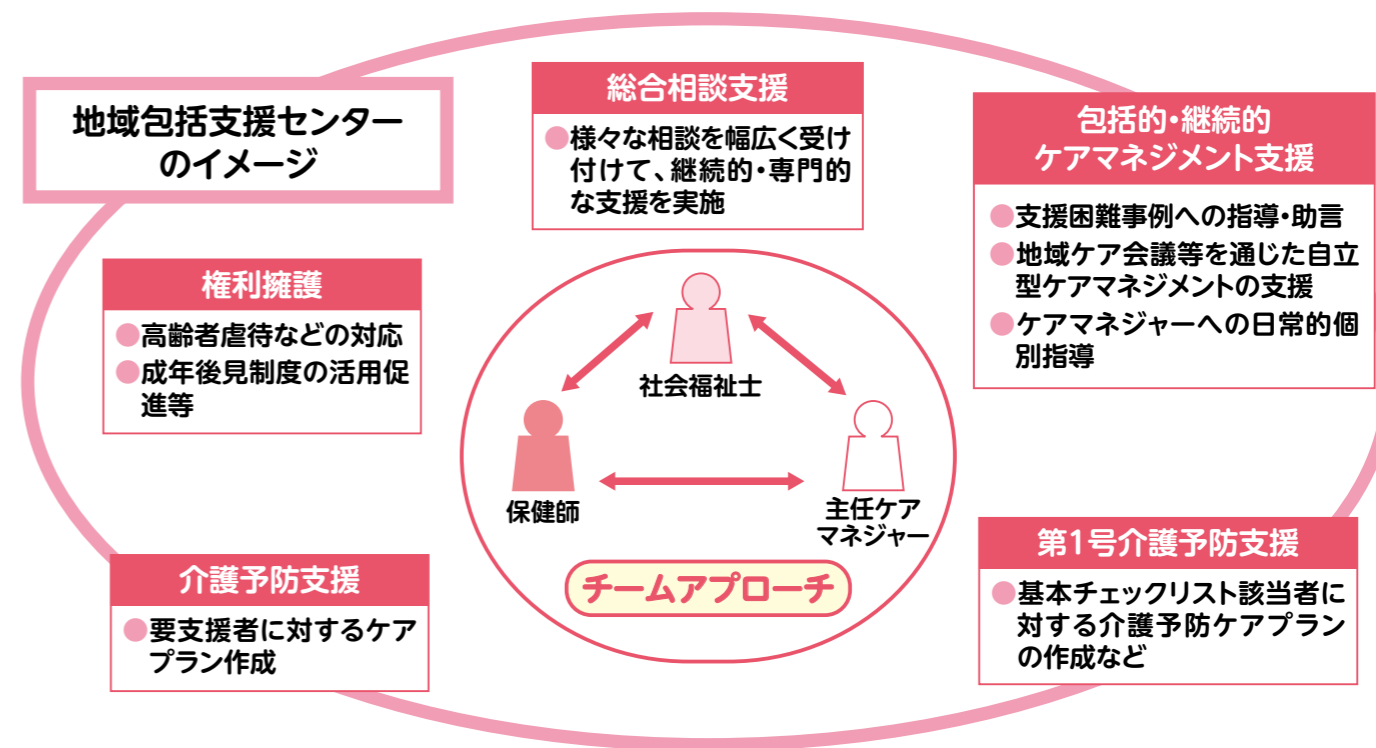
個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや介護支援専門員の支援を行います。

#### ● 第1号介護予防支援

高齢者（基本チェックリスト該当者）が要介護状態になることを予防するため、ケアマネジメントを通して介護予防等の効果的な利用を支援します。

### 2 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者（要支援1・2）が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを実施します。



- お問い合わせ 薩摩川内市地域包括支援センター 永利町4107番地1（市総合福祉会館内）  
☎ 0996-24-3331 FAX 0996-24-3332  
※虐待等の緊急対応のためセンター職員に連絡がとれる体制を整備してあります。（アナウンス対応）  
甌島圏域サブセンター 鹿島町藺牟田1443-1  
☎ 09969-6-4600 FAX 09969-6-4482

### 在宅介護支援センター

市内に12か所ある在宅介護支援センターでは、各地域の窓口として、高齢者やその家族からの悩みごとや心配ごとなどのご相談を受け付けています。

一覧及び所在地マップは56・57ページをご覧ください。

### 在宅医療支援センター

医療と介護の連携を強化し、住み慣れた地域で安心して在宅で過ごせるよう環境を整え、必要な支援を行います。

- お問い合わせ 川内市医師会在宅医療支援センター 大小路町70番26号  
☎ 0996-22-4021 ホームページ：<https://iisennet.jp/>  
薩摩郡医師会在宅医療相談支援センター さつま町轟町510番地  
☎ 0996-53-0326

### 薩摩川内市社会福祉協議会権利擁護センター

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者その他判断能力の不十分な方々の権利や財産を守るため、成年後見制度（16ページ参照）の利用に関する市民からの相談対応や情報発信、福祉サービス利用支援事業、法人後見事業を実施する権利擁護センターが設置されました。

成年後見制度に関する相談は、薩摩川内市社会福祉協議会権利擁護センターにお問い合わせください。

- お問い合わせ 永利町4107番地1（市総合福祉会館内）  
☎ 0996-29-5587 FAX 0996-29-5569

# 生きがい・健康づくり

## 仲間とともに社会に貢献

### ● 高齢者クラブ

高齢者クラブは、高齢者の知識や経験を生かし、生きがいと健康づくりのため、明るい長寿社会づくりに貢献しようとする組織です。仲間づくり、教養の向上、健康の増進を図りながら友愛活動、地域社会との交流や奉仕活動をしています。

バスを利用して、日帰り研修も実施しています。また、薩摩川内市長寿楽園大学を開講するとともに、シルバーコーラス・園芸・大正琴・民謡・詩吟等各種教室のグループが楽しく活動しています。

おおむね60歳以上であれば加入できます。

生きがいと健康づくりのために高齢者クラブに入会しましょう。

- お問い合わせ 薩摩川内市高齢者クラブ連合会事務局  
☎0996-22-2731  
(薩摩川内市総合福祉会館内)



## 円滑なクラブ活動のために

### ● 高齢者クラブ助成金

各高齢者クラブが円滑なクラブ活動を行えるように助成金を交付しています。

- 助成金額 会員数により、4万6,840円から6万4,340円
- 助成対象 会員数が10人以上で、高齢者クラブ連合会に加入しているクラブが対象です。
- お問い合わせ 高齢・障害福祉課（高齢者福祉グループ）☎0996-23-5111

### ● 高齢者団体に対し市の施設使用料を減免します

高齢者団体が、高齢者福祉施設や体育施設のほか、会議室等を健康増進などの目的で使用するときの使用料を次のとおり減免します。

※ただし、市が指定する施設のみ

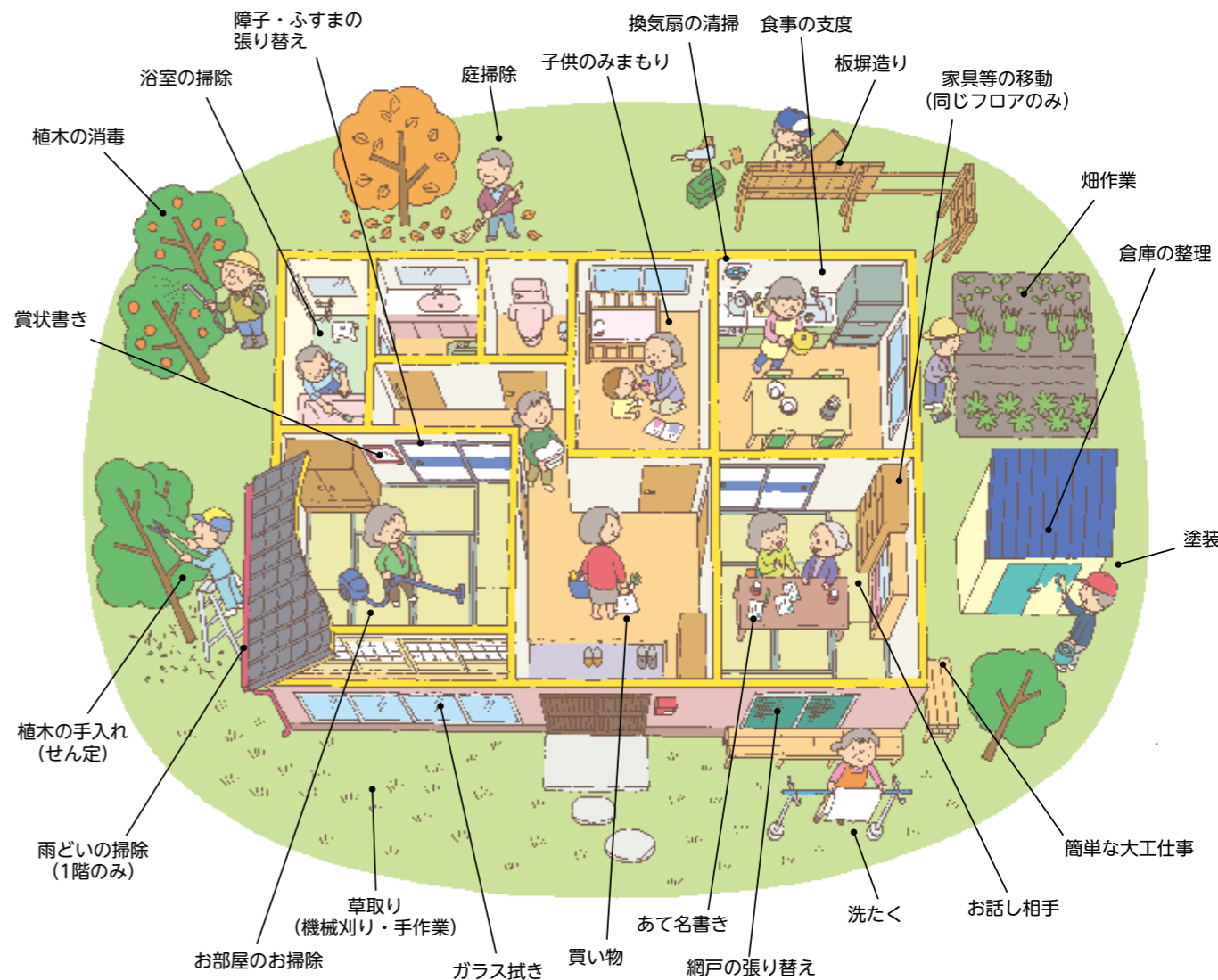
- 高齢者団体とは
  - ①高齢者クラブ連合会および同連合会に所属する単位高齢者クラブ
  - ②任意の高齢者団体
    - \*市内に住所を有する会員が10人以上で60歳以上の方がおおむね4分の3以上で高齢者の健康増進及び介護予防に役立つ活動を行っている団体
    - \*事前登録が必要です。
- 減免割合
  - ①高齢者クラブ連合会および同連合会に所属する単位高齢者クラブについては全額減免
  - ②任意の高齢者団体については5割減免
    - \*ただし、エアコンなど附属設備の使用料は除きます。
- お問い合わせ 高齢・障害福祉課（高齢者福祉グループ）☎0996-23-5111

### ● 公益社団法人 薩摩川内市シルバー人材センター

健康で働く意欲のある高齢者の方が、生きがいの充実や優れた能力を積極的に活用し、社会参加を通じて地域社会に貢献することを目的とした団体です。

就業を得たい方、または、短期的・臨時的な仕事を依頼したい方は、シルバー人材センターにお申し込みください。

- 入会条件 薩摩川内市民であって、原則60歳以上の健康で働く意欲のある方ならどなたでも会員になれます。  
【年会費：2,000円】
- 仕事の依頼 センターでは、植木の手入れや草取り・食事の支度など、次のような仕事の依頼を受け付けています。詳しくはお問い合わせください。



- お問い合わせ 公益社団法人 薩摩川内市シルバー人材センター  
〒895-0007 薩摩川内市百次町1090番地1 ☎0996-20-5819 FAX 0996-20-6064
- 東支所  
〒895-1401 薩摩川内市入来町副田6029-1 ☎0996-44-3780 FAX 0996-44-3770
- 甌支所  
〒896-1201 薩摩川内市上甌町中甌481-1 ☎09969-2-1185 FAX 09969-2-1185

## ご長寿おめでとうございます

### ● 敬老金

長寿を祝福するとともに、多年にわたり社会につくしてこられた方々に対する敬愛の精神と高齢者福祉について理解と関心を高め、また高齢者自らの生活意欲の向上をめざします。

- 毎年9月1日現在で、引き続き1年以上住民登録をしている満88歳及び満100歳以上の高齢者の方へ長寿を祝福し、敬老金を支給するとともに、市内最高齢の方に敬老金を支給する事業です。

年 齢	支 給 額
満88歳	1万円
満100歳以上	
市内最高齢者	20万円（同一人に1回限り）



- 100歳の誕生日を迎えられた方には、長寿を祝福し、市より特別敬老金5万円をお渡しいたします。
- お問い合わせ 高齢・障害福祉課（高齢者福祉グループ） ☎0996-23-5111

## 健康づくり

### ● はり・きゅう・マッサージ等施術料助成

本市に1年以上居住している満65歳以上の方が、市の指定する施術者から、はり・きゅう・マッサージ等の施術を受けるときに、施術料の一部を助成するものです。

- 助成額は、1日1回まで800円とし、1年度あたり45回までです。
- \* 交付時に必要なもの 保険証等の身分証明（本人及び代理人）

- お問い合わせ 高齢・障害福祉課（高齢者福祉グループ） ☎0996-23-5111  
又は各支所地域振興課及び甌島振興局地域振興課



### ● 利用施設

高齢者の生きがいづくりと市民の健康づくり、スポーツを通じた交流の場として、ゲートボール・テニス・レクリエーション等多目的に利用できます。

- 場 所 ふれあいドーム 永利町4107番地10  
お問い合わせ サン・アビリティーズ川内 ☎22-7938
- 場 所 樋脇もくもくふれあい館 樋脇町市比野4690番地  
お問い合わせ 社会福祉協議会樋脇支所 ☎38-1166
- 場 所 上甌老人福祉センター 上甌町中甌481番地1  
お問い合わせ 甌島振興局地域振興課 ☎09969-2-0001
- 場 所 下甌高齢者多目的ホール 下甌町手打955番地3  
お問い合わせ 下甌支所地域振興課 ☎09969-7-0311



## 健診(検診)・保健指導のご案内

### ● 特定健康診査・長寿健康診査・特定保健指導

特定健康診査・長寿健康診査は、生活習慣病の前段階にあるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）・フレイル予防に着目した健診です。また、特定保健指導は、特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が高い方に対して、生活習慣を見直す支援を行います。

#### 1 受診の方法

本市国民健康保険をはじめ各医療保険者からそれぞれ受診対象者に受診案内があります。本市国民健康保険及び後期高齢者医療制度の受診対象者は、送られてきた受診券とマイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したもの）または、資格確認書をもって、定められた医療機関で受診してください。

#### 2 受診料

無料

#### 3 特定保健指導

健診の結果により、メタボリックシンドロームの該当者又はその危険が高い方には、保健師・管理栄養士が中心になって、保健指導を行います。

### ● がん検診

がんは、検診で早期発見・早期治療することにより治る確率が高い病気です。対象年齢になったら、1年に1回はがん検診を受けて、健康管理に心掛けてください。

#### 1 がん検診の種類

胃がん（40歳以上）、肺がん（40歳以上）、大腸がん（40歳以上）、乳がん（40歳以上）・子宮がん（20歳以上）、前立腺がん（50歳以上）

#### 2 申込方法・通知方法

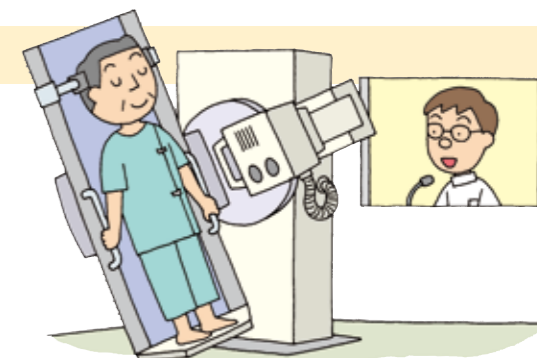
対象者には毎年1月末に一括申込票を送付します。申し込まれた方には、案内の文書（兼受診票）が届きます。受診の際は必ず受診票をご持参ください。  
※肺がん検診・前立腺がん検診は、対象者全員に通知しますので、申込みの必要はありません。ただし、肺がん検診は結核検診を兼ねています。

#### 3 検診料

がん検診ごとに定められており、下記に該当する方は、検診料が無料になります。

- 後期高齢者医療資格対象者
- 市民税非課税世帯
- 生活保護世帯
- 各がん検診に初めて対象となった者

— お問い合わせ先については、次ページをご覧ください。 —



## ● 健康増進事業

### 健康相談・健康教育

健康について相談に応じる健康相談や、組織・団体等からの依頼による健康教育を行っています。



## ● インフルエンザ・新型コロナ予防接種

65歳以上（一部60歳以上）のインフルエンザ・新型コロナ予防接種については、市が接種料の一部を公費で負担します。接種の時期・場所及び個人負担金については、市のホームページ等でお知らせします。



## ● 肺炎球菌予防接種

65歳になる方は市が接種費用の一部を公費負担します。対象の方へは通知しますので、ご確認の上予防接種をご検討ください。

## ● 带状疱疹予防接種

带状疱疹の発症を予防するため、対象者※に対して接種費用の一部を公費負担します。対象の方へは通知しますので、ご確認の上予防接種をご検討ください。  
※対象者は65歳（年度末年齢）及び経過措置対象者（70、75、80、85、90、95、100歳）

### 【お問い合わせ】

#### ● 特定健康診査（長寿健康診査）に関すること

保険年金課（国保グループ・高齢者医療グループ） ☎0996-23-5111

#### ● 特定保健指導、がん検診、健康増進事業等に関すること

川内保健センター（市民健康課） ☎0996-22-8811

### 虚弱な高齢者とは？

#### 1. 加齢による慢性的な病気や、発作を伴う疾病をお持ちの方

主なものとして、心臓病・脳血管疾患・高血圧・糖尿病・喘息・メニエール病など

#### 2. 転倒の危険性が高い方

過去に転倒して動けなくなった方、室内で転ぶことが多い方など

※疾病等については、上記以外にも対象となる場合があります。

# 在宅福祉サービス

## ひとり暮らし等で虚弱な高齢者の緊急時のために

### ● 緊急通報装置の設置（貸与）

ひとり暮らし等で虚弱な高齢者に、急病などの場合にボタンを押すと受信センターと緊急連絡がとれる通報装置を設置（貸与）します。

※通報装置を設置するには、固定電話（NTTアナログ）回線が必要です。

● 対象となる方 65歳以上の虚弱なひとり暮らしの方

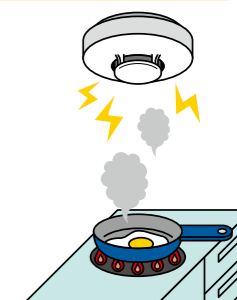
## 心身が弱くなってきた高齢者のために

### ● 高齢者日常生活用具給付等事業

おおむね65歳以上の要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付します。

\* 生計中心者の当該年度分の市民税の所得割額に応じて自己負担

\* 自動消火器と電磁調理器については重複申請はできません。



区分	種目	給付額（上限）	対象者
給付	火災警報器	8,000円	おおむね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等
	自動消火器	3万7,000円	
	電磁調理器	4万1,000円	おおむね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等

なお、利用者負担額については、申請書提出の日の属する年度ですが、4月から5月までの間に申請された方は、前年度の課税状況により決定します。

### ● 高齢者見守り確認機器導入費用補助金交付事業

在宅で生活している65歳以上のみからなる世帯の高齢者を見守る方（居住が別）に対して対象高齢者を見守る機能を有する機器の導入等に要する費用の一部を補助します。

● 対象経費 機器本体の購入費用・新規契約に必要な加入手数料・機器設置に要する費用

● 補助限度額 2万円（補助対象経費の2分の1）

\* 対象高齢者が緊急通報装置の貸与を受けている場合には申請できません。

● お問い合わせ 高齢・障害福祉課（高齢者福祉グループ） ☎0996-23-5111

又は各支所地域振興課及び甑島振興局地域振興課

## シルバーハウジングの入居者を支援します

### ● 高齢者住宅等安心確保事業

バリアフリー化された公営住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者世帯に対し、生活指導・相談、安否確認、緊急時対応等を行う生活援助員を派遣します。

公営住宅の入居資格を満たしている世帯で、60歳以上の単身世帯またはいずれかが60歳以上である夫婦のみの高齢者世帯、60歳以上のみの高齢者世帯等が入居対象です。

公営住宅に住む際に必要な費用に加え、生計中心者の前年所得額税額に応じた負担基準により、生活援助員派遣費用負担（1か月当たり0円～4,900円）が必要です。

ハイタウン平佐	（薩摩川内市平佐町）	市営住宅20戸	県営住宅9戸
グリーンビレッジ入来	（薩摩川内市入来町副田）	市営住宅6戸	県営住宅4戸

- 入居申込み（市営住宅）  
ハイタウン平佐→平野商事(株)市営住宅管理事務所 ☎0996-25-1900  
グリーンビレッジ入来→(株)橋口組市営住宅管理センター ☎0996-37-2533  
（県営住宅）  
ナンワグループ(株)オーリック不動産川内支店 ☎0996-20-8122

## ひとり暮らし又は高齢者のみの世帯に

### ● 生活指導型ショートステイ

疾病ではないが体調が不良な状態に陥った高齢者等を、養護老人ホーム等に一時的に宿泊させ、生活習慣等の指導を行うとともに、体調調整を図ります。

\*在宅での自立した生活に不安のある要介護・要支援認定を受けていない高齢者

\*1回7日以内で、一日当たり381円プラス食材費等の実費負担があります。

- お問い合わせ 高齢・障害福祉課（高齢者福祉グループ） ☎0996-23-5111



### ● 高齢者訪問給食サービス

65歳以上の食事の確保が困難である一人暮らしの高齢者等に対して、安否確認を行うとともに、食生活の改善を図るものです。

\*週5日以上利用し、昼と夕の2食以内を配食

\*1食当たり、500円の自己負担

\*月1回～4回及び12月31日～1月2日は、配食はありません。

\*その他、詳細な条件については、高齢・障害福祉課高齢者福祉グループまたは在宅介護支援センターまでお問い合わせください。

- お問い合わせ 高齢・障害福祉課（高齢者福祉グループ） ☎0996-23-5111



## ねたきり等の高齢者を居宅で介護する家族の方に

### ● ねたきり老人介護手当

介護の労をねぎらい、在宅福祉の増進を図るため、ねたきり老人介護手当を支給します。

- 対象者となる方 65歳以上の要介護4・5の高齢者を在宅で起居をともにしながら基準日（8月1日、2月1日）から過去6か月間に3か月以上介護している方。（ただし、要介護高齢者・介護者共に本市に住民登録をして、1年以上居住し、かつ当該高齢者の所属する世帯（同居者）の世帯員すべてが市民税の所得割が課されていないこと。）

●手 当 額 半年6万円

●申 請 月 2月、8月 \*特別障害者手当・経過的福祉手当受給者は対象外になります。

●お問い合わせ 高齢・障害福祉課（高齢者福祉グループ） ☎0996-23-5111  
又は各支所地域振興課及び甑島振興局地域振興課

### ● 介護用品購入費を助成します

要介護高齢者及び要介護者を、在宅で介護している介護者等を支援するため、紙おむつ等の介護用品購入費を助成します。

#### ●対象者となる方

年齢	65歳以上	40歳以上65歳未満
要件	<p>次の①～⑤全てに該当する方</p> <p>①本市に住民登録して1年以上（要介護者）</p> <p>②次のいずれかの交付を受けている方 ★要支援認定・要介護認定 ★身体障害者手帳1・2級 ★療育手帳A1・A2</p> <p>③認定調査員または主治医が※①寝たきり度B1以上または※②認知度Ⅲa以上と診断されて3か月以上継続している</p> <p>④現在、※③在宅で介護しており申請日の直近180日間のうち90日以上在宅での介護がある方</p> <p>⑤特別障害者手当・経過的福祉手当を支給されていない方</p>	<p>次の①～⑤全てに該当する方</p> <p>①本市に住民登録して1年以上（要介護者）</p> <p>②要支援認定・要介護認定を受けている</p> <p>③認定調査員または主治医が※①寝たきり度B1以上または※②認知度Ⅲa以上と診断されて3か月以上継続している</p> <p>④現在、※③在宅で介護しており申請日の直近180日間のうち90日以上在宅での介護がある方</p> <p>⑤特別障害者手当・経過的福祉手当を支給されていない方</p>

※① 日中もベッド上での生活が主体、もしくは1日中ベッド上で過ごされている方。

※② 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られる方。

※③ 入院中や施設入所中（有料老人ホーム・サービス付き高齢者住宅を含む）の場合は、対象になりません。

#### ●利用券の額 課税世帯：年間36,000円分 非課税世帯：年間75,000円分

※介護者（申請者）の住所が、市外の場合は、申請者世帯全員分の住民票及び世帯全員分の課税証明書の添付が必要となります。

※利用券は、指定の協力店で対象商品（紙おむつ等）について、ご使用になれます。

※要介護者及び介護者（申請者）の同一世帯全員の課税状況により利用券の額が決まります。

なお、課税状況については、申請書提出の日の属する年度ですが、4月から5月までの間に申請された方は、前年度の課税状況により利用券の額が決定します。

#### ●お問い合わせ

高齢・障害福祉課（高齢者福祉グループ） ☎0996-23-5111

又は各支所地域振興課及び甑島振興局地域振興課

## 認知症や障害者の方の暮らしを守るために

### ● 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などによって、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利や財産を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

すでに判断能力が不十分な状態になってから利用する「法定後見制度」と、判断能力が十分なうちに援助する方を選び、どのような支援をしてもらうかをあらかじめ契約しておく「任意後見制度」があります。



法定後見制度は、本人の判断能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3種類があります。

#### ● 制度を利用するためには

本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者などが、家庭裁判所に申し立てる必要があります。また、申し立てる親族がない場合には、市長が申し立てをすることもできます。

- お問い合わせ 薩摩川内市社会福祉協議会権利擁護センター ☎0996-29-5587  
福祉政策課（生活相談グループ）☎0996-23-5111  
及び各支所地域振興課

## 地域で災害から高齢者や障害者等を守りましょう

### ● 避難行動要支援者避難支援等制度

高齢者や障害者等の方が、住み慣れた地域の中で、安全で安心して暮らしていただくため、災害発生時あるいは災害が発生するおそれがある時、災害に関する情報の提供や避難行動などの支援体制を築き、普段からの地域の助け合いによって、災害時の人的災害を減らそうとするものです。避難時に支援が必要と思われる方から、情報提供の同意を得た上で、登録の申請をしていただきます。申請に基づき、個別避難計画を作成し、避難支援等関係者で情報の共有化を図るものです。

また、この情報は、災害時のみならず、日頃の見守り、助け合い活動にも活用します。

#### ● 支援が必要と思われる方

- 介護が必要な方
- 身体等に障害のある方
- その他、自力で避難することが困難な方 等

※ 随時、避難行動要支援者登録申出を受け付けています。

- お問い合わせ 福祉政策課（社会福祉グループ）☎0996-23-5111  
又は各支所地域振興課及び甑島振興局地域振興課

### 要介護認定を受けた方の障害者控除について

障害者手帳等をお持ちでない65歳以上の高齢者で介護認定されている方のうち、一定の要件にあてはまる方に、申請にもとづき「障害者控除対象者認定書」を交付しています。

詳しくは担当窓口にお問い合わせください

- お問い合わせ 介護保険課（介護審査グループ）☎0996-23-5111  
又は各支所地域振興課及び甑島振興局地域振興課

## 施設入所

### 各種老人ホーム等

#### ● 養護老人ホーム

65歳以上の方で、入院を必要としない健康状態であるものの、やむを得ない事情で在宅での生活が困難な方のための施設です。入所に際しては、次の1及び2の要件を満たしていることが条件となります。

施設名は55ページをご覧ください。

毎月の費用負担については、本人、家族等の収入状況に応じた負担基準により決定します。

1. 経済的に困窮している状態（生活保護を受けている方、市民税の所得割が課されていない方）
2. 家族や住居の状況など、現在の生活環境では在宅での生活が困難な状態

- お問い合わせ 高齢・障害福祉課（高齢者福祉グループ）☎0996-23-5111

#### ● 生活支援ハウス

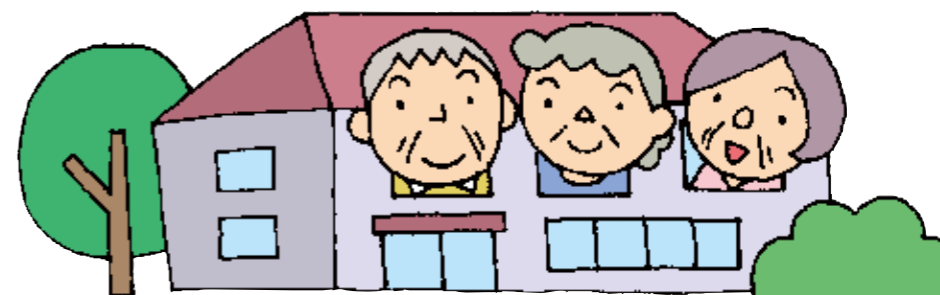
高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を提供できるよう配慮された施設です。

65歳以上のひとり暮らし及び65歳以上の夫婦で自立して生活はできるが、高齢等のため独立して生活することに不安のある方が入所できる施設です。

入所の費用については、本人の収入状況に応じた負担基準により決定します。

\* 高齢・障害福祉課（高齢者福祉グループ）・甑島振興局地域振興課または生活支援ハウスへご相談ください。

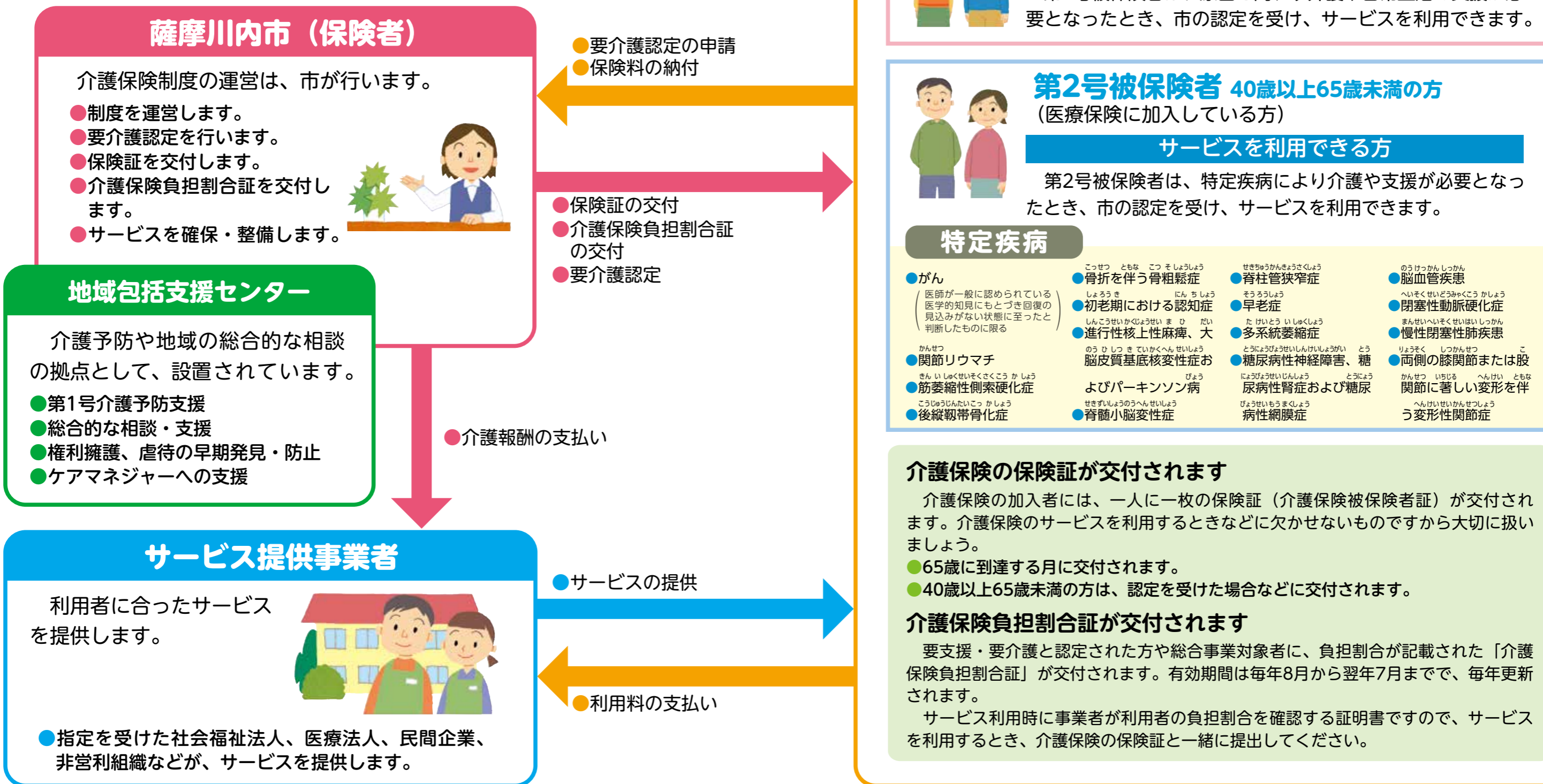
生活支援ハウス『長生園』	大小路町51番3号	☎0996-22-1121
里生活支援ハウス『もやど里』	里町里1900番地2	☎09969-3-2880
鹿島生活支援ハウス	鹿島町蘭牟田2410番地	☎09969-4-2089



# 介護保険のしくみ

## みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、薩摩川内市が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

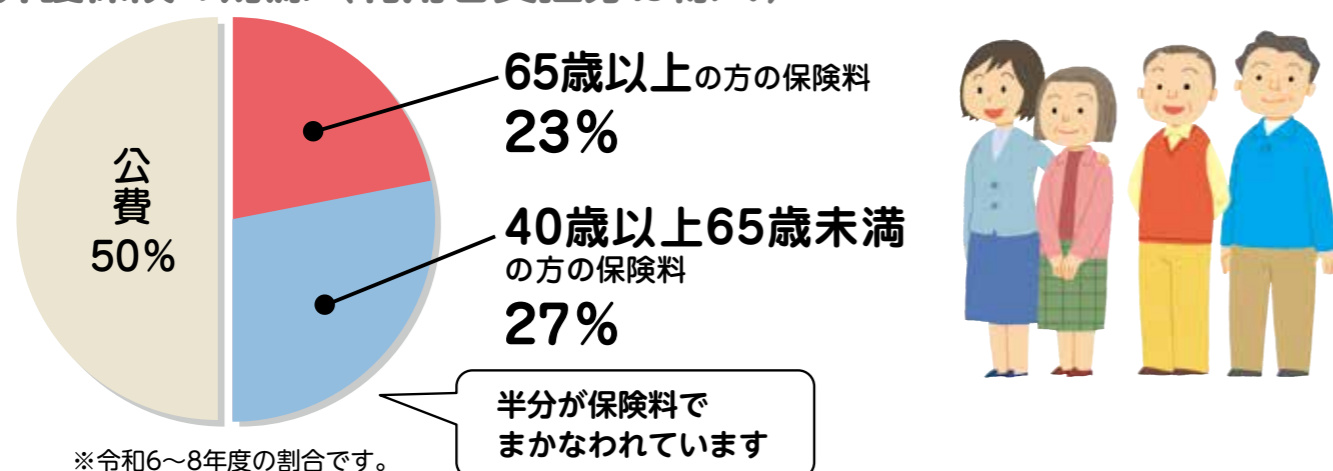


# 保険料

## 保険料は大切な財源です

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

### 介護保険の財源（利用者負担分は除く）



## 保険料を滞納すると…

サービスを利用した際の利用者負担の割合は、通常はかかった費用の1～3割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

### 1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が支払われます。

### 1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

### 2年以上滞納すると

サービスを利用するとき利用者負担の割合が3割※になったり、高額介護（介護予防）サービス費が受けられなくなったりします。

※利用者負担の割合が3割の方は、4割になります。

## やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに市の担当窓口までご相談ください。



## 40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）の保険料

### 保険料の決め方と納め方

#### 国民健康保険に加入している方は

##### 決め方

保険料は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。



#### 介護保険料

##### 所得割

第2号被保険者の所得に応じて計算

##### 均等割

世帯の第2号被保険者数に応じて計算

##### 平等割

第2号被保険者の属する世帯で1世帯につきいくらかと計算

※介護保険料と国民健康保険税（料）の賦課限度額は別々に決められます。  
 ※保険料と同額の国庫からの負担があります。  
 ※市区町村によって組み合わせが異なります。

##### 納め方

医療保険分と後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分、介護保険分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。

#### 職場の医療保険に加入している方は

##### 決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決められます。



#### 介護保険料

##### 給与および賞与

##### 介護保険料率

※原則として事業主が半分負担します。

##### 納め方

医療保険料と子ども・子育て支援金、介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。  
 ※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

## 65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料

65歳以上の方の保険料は、市で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得などに応じて決まります。

### 第1号被保険者の基準額はこのように決まります

$$73,200円 \text{ (基準額 (年額))} = \frac{\text{薩摩川内市の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{薩摩川内市の第1号被保険者数}}$$

※市区町村によって必要となるサービスの量や65歳以上の人数が異なるため、基準額も市区町村ごとに異なります。

### ●薩摩川内市所得段階区分(令和8年度)

区分	所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
世帯全員が 市民税非課税	第1段階	生活保護受給者・世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者・世帯全員が市民税非課税で合計所得金額+課税年金収入額の合計が82.65万円以下	0.285	20,860円
	第2段階	合計所得金額+課税年金収入額の合計が82.65万円超、120万円以下	0.485	35,500円
	第3段階	合計所得金額+課税年金収入額の合計が120万円超	0.685	50,140円
本人は市民税非課税だが、世帯の誰かに市民税が課税されている	第4段階	合計所得金額+課税年金収入額の合計が82.65万円以下	0.9	65,880円
	第5段階(基準額)	合計所得金額+課税年金収入額の合計が82.65万円超	1.0	73,200円
	第6段階	合計所得金額が120万円未満	1.2	87,840円
	第7段階	合計所得金額が120万円以上、210万円未満	1.3	95,160円
	第8段階	合計所得金額が210万円以上、320万円未満	1.5	109,800円
	第9段階	合計所得金額が320万円以上、420万円未満	1.7	124,440円
	第10段階	合計所得金額が420万円以上、520万円未満	1.9	139,080円
	第11段階	合計所得金額が520万円以上、620万円未満	2.1	153,720円
	第12段階	合計所得金額が620万円以上、720万円未満	2.3	168,360円
	第13段階	合計所得金額が720万円以上	2.4	175,680円

■老齢福祉年金……明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。  
 ■合計所得金額……収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。なお、令和8年度介護保険料に限り、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている場合で、給与等の収入金額が55万円以上190万円未満の方は、令和7年度税制改正による給与所得控除の引上げ分を合計所得金額に加算します。  
 ■課税年金収入額……国民年金、厚生年金等(遺族年金・障害年金は除く)の市民税の課税対象となる年金収入額の合計のことで、

●令和8年度介護保険料における課税・非課税について  
 令和7年度税制改正により、令和8年度で税法上は市民税が非課税になっても、令和8年度介護保険料の算定に限り課税とみなす場合があります。

## 保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、受給している年金額によって2種類に分けられます。65歳になった月(65歳の誕生日の前日が属する月)の分から納めます。

### 特別徴収

年金が 年額18万円以上 の方 → 年金から天引き

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ天引きされません。特別徴収の対象となるのは、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている方は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

※任意に普通徴収(納付書・口座振替)に切り替えることはできませんので、ご了承ください。

年金支給月	仮徴収			本徴収		
	4月(第1期)	6月(第2期)	8月(第3期)	10月(第4期)	12月(第5期)	2月(第6期)

### 年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 65歳(第1号被保険者)になった場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金)の受給が始まった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- ……など

### 普通徴収

年金が 年額18万円未満 の方 → 納付書・口座振替

市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

#### ●納付期限

本徴収					
7月(第1期)	8月(第2期)	10月(第3期)	11月(第4期)	1月(第5期)	2月(第6期)

保険料納付は  
口座振替が  
便利です

- 保険料の納付書
  - 預(貯)金通帳
  - 印かん(通帳届け出印)
- これらを持って市指定の金融機関で手続きしてください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としされなかった場合などには、納付書または口座不能通知書で納めることになります。

# 介護サービスの利用のしかた

## 介護サービスの利用手順

サービスを利用するためには、市に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは以下のようになります。

### 1 認定の申請をします

サービスの利用を希望する方は、市の窓口（介護保険課または各支所地域振興課）に認定の申請をしてください。

申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者や介護保険施設、在宅介護支援センターなどに代行してもらうこともできます。

要支援1・2相当の対象者で基本チェックリストにより日常生活支援総合事業対象者となった方は即、サービス利用が可能です。

#### 申請に必要なもの

- 新規の場合**
  - 第1号被保険者
    - 要介護・要支援認定申請書
    - 介護保険の保険証
  - 第2号被保険者
    - 要介護・要支援認定申請書
    - 医療保険に加入していることがわかるもの
- 更新の場合**
  - 要介護・要支援認定申請書
  - 介護保険の保険証
  - 医療保険に加入していることがわかるもの（第2号被保険者の場合）

申請書には、主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がない場合は窓口にご相談ください。申請書は、市役所の窓口やホームページにあります。

### 2 調査と審査が行われます

**●訪問調査**  
心身の状況を調べるために、本人と家族などから聞き取り調査や動作確認を行います。  
※全国共通の調査票が使われます。

**●主治医の意見書**  
主治医から介護を必要とする原因疾患などについて記載された書類の提出を受けます。書類については、市から主治医へ依頼し、回収します。

**●一次判定（コンピュータ判定）**  
調査票等をコンピュータ分析し、要介護状態区分を導き出します。

**●二次判定（介護認定審査会）**  
訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。

### 基本チェックリスト該当者

### 3 認定結果をお知らせします

要介護 5

要介護 4

要介護 3

要介護 2

要介護 1

介護保険の対象者で、介護保険のサービスによって、生活機能の維持・改善を図ることが適切な方などです。

要支援 2

要支援 1

介護保険の対象者で、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い方などです。  
介護予防給付と、介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます。

非該当

市が行う介護予防・日常生活支援総合事業の対象者で、生活機能の低下により将来的に要支援などへ移行する危険性がある方などです。  
介護保険のサービスは、利用できません。

### 介護サービス（介護給付）

を利用できます  
居宅介護支援事業者などに依頼して、利用するサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。 **P26へ**



### 介護予防サービス（予防給付）

を利用できます  
地域包括支援センターが中心となって、介護予防ケアプランを作成するなど、住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。 **P27へ**

### 介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型サービス  
通所型サービス  
を利用できます **P27へ**

一般介護予防事業  
を利用できます **P42へ**

※認定結果の通知は、原則として30日以内に市から送られてきます。  
※65歳以上の方なら誰でも利用できる「一般介護予防事業」もあります。

相談窓口の紹介  
高齢者福祉サービス  
介護保険制度・介護予防・日常生活支援総合事業

# 要介護1～5の方〈介護サービス〉

## 介護サービスの利用のしかた

### 在宅でサービスを利用したい

#### 1 居宅介護支援事業所に連絡

依頼する居宅介護支援事業所が決まったら市に「ケアプラン作成依頼届出書」を提出します。



#### 2 ケアプランの作成

- ①利用者の現状を把握  
ケアマネジャーが利用者と面接し、問題点や課題を把握してサービス利用の原案を作成します。
- ②サービス事業者との話し合い  
利用者本人や家族とサービス事業者の担当者がケアマネジャーを中心に話し合います。
- ③ケアプランの作成  
作成されたケアプランの具体的な内容について利用者の同意を得ます。

#### 3 サービス事業者と契約

訪問介護や訪問看護などを行うサービス事業者と契約します。

#### 4 在宅サービスを利用



30ページへ

### 施設に入所したい

#### 1 介護保険施設と契約

入所を希望する施設に直接申し込みます。居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。



#### 2 ケアプランの作成

入所した施設で、ケアマネジャーが利用者 に合ったケアプランを作成します。



#### 3 施設サービスを利用



41ページへ

福祉用具の利用は [36ページへ](#)

住宅改修の利用は [37ページへ](#)

地域密着型サービスは [38ページへ](#)

# 要支援1・2及び介護予防・日常生活支援総合事業の方

## 〈介護予防サービス〉〈介護予防・生活支援サービス〉

### 介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業の利用のしかた

#### 1 地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所に連絡

地域包括支援センター、もしくは甌島地域に住んでいる方は、甌島圏域サブセンターに連絡します。介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所※にも依頼できます。  
※介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、地域包括支援センター、もしくは甌島圏域サブセンターに依頼します。  
●地域包括支援センターについては6～7ページをご覧ください。



#### 2 ケアマネジャーと話し合い改善点を探します

本人や家族と話し合い、本人の心身の状況や生活歴などから、課題を分析します。



#### 3 介護予防ケアプランを作成します

目標を決めて、達成するための支援メニューを利用者や家族とサービス担当者で検討し、それにもとづいて、ケアプランを作成します。



#### 4 介護予防サービス、介護予防・日常生活支援総合事業を利用

介護予防ケアプランにもとづいてサービスが提供されます。利用したサービスの1～3割を自己負担します。



30ページへ

### 評価・見直し

地域包括支援センターは、一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、介護予防ケアプランを見直します。

介護予防福祉用具の利用は [36ページへ](#)

介護予防住宅改修の利用は [37ページへ](#)

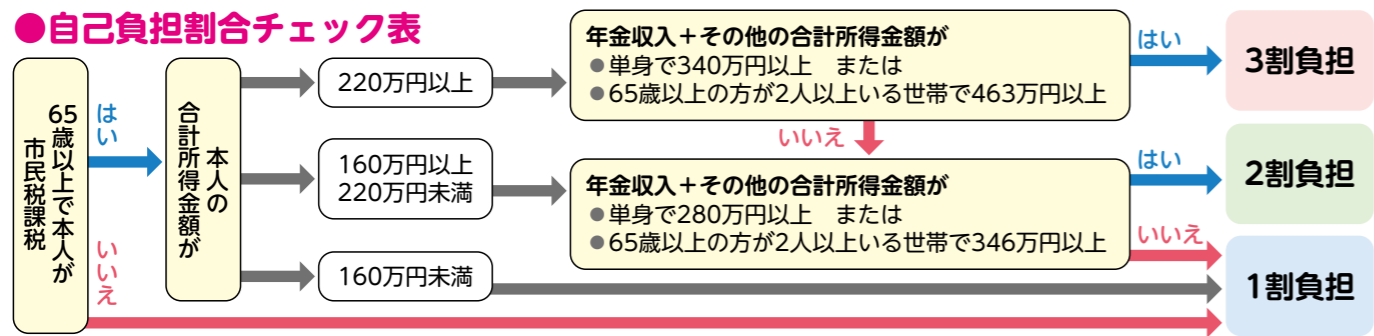
介護予防地域密着型サービスは [38ページへ](#)

# 利用者の負担

## 原則として費用の一部を負担します

ケアプランにもとづいてサービスを利用した場合、サービス事業者に支払うのは、原則としてかかった費用の1～3割です。

### ●自己負担割合チェック表



※40歳以上65歳未満の方は、所得にかかわらず1割負担です。

#### ■合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

#### ■その他の合計所得金額

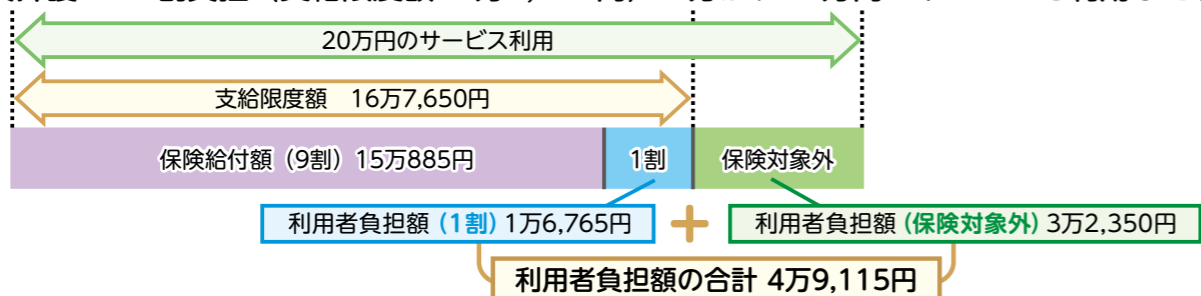
合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額のことで、その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

## ●在宅サービスの費用

### ●介護保険で利用できる額には上限があります

介護保険では、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1～3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。

例 要介護1・1割負担（支給限度額16万7,650円）の方が、20万円のサービスを利用した場合



### ◆主な在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	5万3,200円
要支援2	10万5,310円
要介護1	16万7,650円
要介護2	19万7,050円
要介護3	27万4,800円
要介護4	30万9,380円
要介護5	36万2,170円

※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費等の地域差に応じて限度額の加算が行われます。

### 支給限度額が適用されないサービス

#### 要支援1・2の方のサービス

- 一般介護予防事業 ●介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- 特定介護予防福祉用具販売 ●介護予防住宅改修費支給

#### 要介護1～5の方のサービス

- 居宅療養管理指導 ●特定施設入居者生活介護
- 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 特定福祉用具販売 ●住宅改修費支給 ●一般介護予防事業

## ●負担が高額になったとき

### ●介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」として後から支給されます。

※市に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。



### ◆利用者負担の上限（1か月）

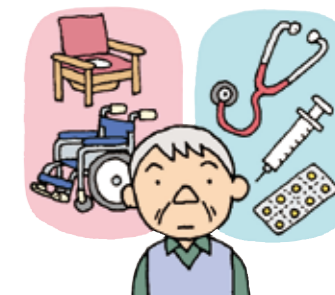
利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●現役並み所得者※のいる世帯	
●課税所得690万円以上	140,100円
●課税所得380万円以上690万円未満	93,000円
●課税所得380万円未満	44,400円
●一般世帯	44,400円
●市民税世帯非課税	24,600円
●合計所得金額および課税年金収入額の合計が80.9万円（令和8年8月から82.65万円）以下の方	15,000円（個人）
●高齢福祉年金の受給者	
●生活保護の受給者	15,000円（個人）
●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円

※同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の方。

### ●介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。

介護保険と医療保険のそれぞれ月の限度額を適用後、年間（8月～翌年7月）の利用者負担額を合算して下表の限度額を超えたときは、申請により超えた分が後から支給されます。



### ◆高額医療・高額介護合算制度の負担限度額＜年額／8月～翌年7月＞

所得（基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の方がいる世帯	所得区分	70～74歳の方がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける方がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
市民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上記表通りの算定基準額で計算され、介護保険からの支給は別途設定された算定基準額の「世帯で31万円」で計算されます。

●所得区分について、詳しくは市介護保険課にお問い合わせください。

●支給対象となる方は市保険年金課へ申請が必要です。



# 利用できるサービス





## 在宅サービス



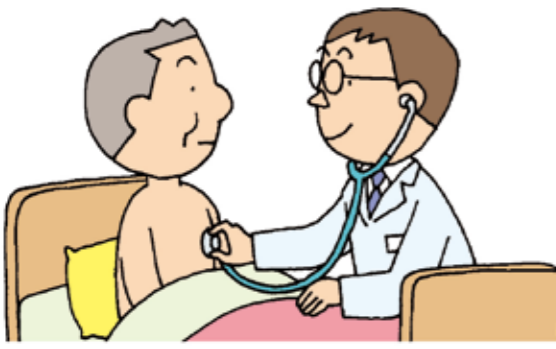

利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割\*を掲載しています。サービスの内容により様々な加算があります。また、地域による加算や介護職員処遇改善加算などもあります。

\*所得により2割または3割になります。くわしくは28ページへ。

### ●訪問を受けて利用する


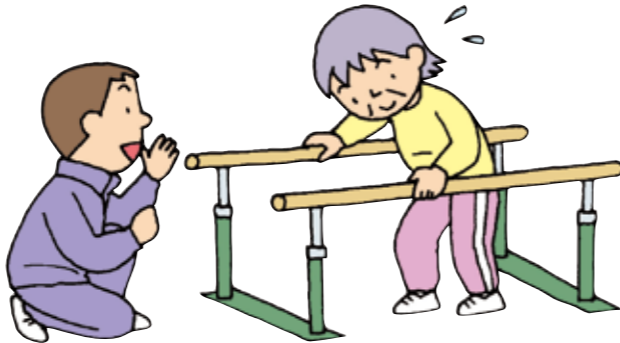
要介護1～5の方	要支援1・2、介護予防・日常生活支援総合事業の方												
<p><b>訪問介護 (ホームヘルプ)</b></p> <p>ホームヘルパーに居宅を訪問してもらい、食事・入浴・排せつなどの身体介護や、調理・洗濯などの生活援助が受けられます。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>◎身体介護 (20分以上30分未満の場合)</td> <td>244 円</td> </tr> <tr> <td>◎生活援助 (20分以上45分未満の場合)</td> <td>179 円</td> </tr> </table> <p>*早朝、夜間、深夜などは加算があります。</p> <table border="1"> <tr> <td>◎通院のための乗車または降車の介助 (1回につき)</td> <td>97 円</td> </tr> </table> <p>*移送にかかる費用は別途負担が必要です。</p>	◎身体介護 (20分以上30分未満の場合)	244 円	◎生活援助 (20分以上45分未満の場合)	179 円	◎通院のための乗車または降車の介助 (1回につき)	97 円	<p><b>訪問型サービス</b></p> <p>利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合に、ホームヘルパーによるサービスが受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1"> <tr> <td>◎週1回程度の利用 介護予防・日常生活支援総合事業、要支援1・2</td> <td>287 円 / 回 1,176 円 / 月</td> </tr> <tr> <td>◎週2回程度の利用 介護予防・日常生活支援総合事業、要支援1・2</td> <td>2,349 円 / 月</td> </tr> <tr> <td>◎週2回程度を超える利用 介護予防・日常生活支援総合事業、要支援2</td> <td>3,727 円 / 月</td> </tr> </table> <p>*身体介護・生活援助の区分はありません。 *乗降介助は利用できません。</p>	◎週1回程度の利用 介護予防・日常生活支援総合事業、要支援1・2	287 円 / 回 1,176 円 / 月	◎週2回程度の利用 介護予防・日常生活支援総合事業、要支援1・2	2,349 円 / 月	◎週2回程度を超える利用 介護予防・日常生活支援総合事業、要支援2	3,727 円 / 月
◎身体介護 (20分以上30分未満の場合)	244 円												
◎生活援助 (20分以上45分未満の場合)	179 円												
◎通院のための乗車または降車の介助 (1回につき)	97 円												
◎週1回程度の利用 介護予防・日常生活支援総合事業、要支援1・2	287 円 / 回 1,176 円 / 月												
◎週2回程度の利用 介護予防・日常生活支援総合事業、要支援1・2	2,349 円 / 月												
◎週2回程度を超える利用 介護予防・日常生活支援総合事業、要支援2	3,727 円 / 月												

要介護1～5の方	要支援1・2の方
<p><b>訪問入浴介護</b></p> <p>介護職員と看護職員に移動入浴車などで居宅を訪問してもらい、浴槽の提供を受けて、入浴介護が受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす(1回につき)</p> <p>1,266 円</p>	<p><b>介護予防訪問入浴介護</b></p> <p>疾病などの特別な理由がある場合に、介護職員と看護職員に居宅を訪問してもらい、入浴の支援が受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす(1回につき)</p> <p>856 円</p>
<p><b>訪問リハビリテーション</b></p> <p>理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、リハビリテーションが受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす(1回につき*)</p> <p>308 円</p> <p>* 20分間リハビリテーションを行った場合</p>	<p><b>介護予防訪問リハビリテーション</b></p> <p>理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に居宅を訪問してもらい、介護予防を目的としたリハビリテーションが受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす(1回につき*)</p> <p>298 円</p> <p>* 20分間リハビリテーションを行った場合</p>

要介護1～5の方	要支援1・2の方								
<p><b>訪問看護</b></p> <p>疾患等を抱えている方が、看護師などに居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助が受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>◎訪問看護ステーションからの場合(30分未満の場合)</td> <td style="text-align: center;">471 円</td> </tr> <tr> <td>◎病院または診療所からの場合(30分未満の場合)</td> <td style="text-align: center;">399 円</td> </tr> </table>	◎訪問看護ステーションからの場合(30分未満の場合)	471 円	◎病院または診療所からの場合(30分未満の場合)	399 円	<p><b>介護予防訪問看護</b></p> <p>疾患等を抱えている方が、看護師などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助が受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>◎訪問看護ステーションからの場合(30分未満の場合)</td> <td style="text-align: center;">451 円</td> </tr> <tr> <td>◎病院または診療所からの場合(30分未満の場合)</td> <td style="text-align: center;">382 円</td> </tr> </table>	◎訪問看護ステーションからの場合(30分未満の場合)	451 円	◎病院または診療所からの場合(30分未満の場合)	382 円
◎訪問看護ステーションからの場合(30分未満の場合)	471 円								
◎病院または診療所からの場合(30分未満の場合)	399 円								
◎訪問看護ステーションからの場合(30分未満の場合)	451 円								
◎病院または診療所からの場合(30分未満の場合)	382 円								
<p><b>居宅療養管理指導</b></p> <p>医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理や指導が受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>◎医師による指導の場合(1か月に2回まで)</td> <td style="text-align: center;">515 円</td> </tr> </table> <p>※単一建物居住者1人に対して行う場合</p>	◎医師による指導の場合(1か月に2回まで)	515 円	<p><b>介護予防居宅療養管理指導</b></p> <p>医師・歯科医師・薬剤師・管理栄養士などに居宅を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導が受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>◎医師による指導の場合(1か月に2回まで)</td> <td style="text-align: center;">515 円</td> </tr> </table> <p>※単一建物居住者1人に対して行う場合</p>	◎医師による指導の場合(1か月に2回まで)	515 円				
◎医師による指導の場合(1か月に2回まで)	515 円								
◎医師による指導の場合(1か月に2回まで)	515 円								

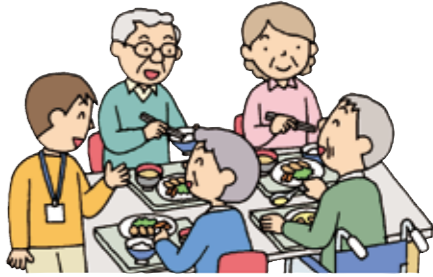
●施設に通って利用する

要介護1～5の方	要支援1・2、介護予防・日常生活支援総合事業の方																				
<p><b>通所介護 (デイサービス)</b></p> <p>通所介護施設で、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>◎通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満の場合)</td> <td>要介護1 / 658 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要介護2 / 777 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要介護3 / 900 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要介護4 / 1,023 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要介護5 / 1,148 円</td> </tr> </table> <p>※送迎を含む ※食費・日常生活費は別途負担が必要です。</p>	◎通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満の場合)	要介護1 / 658 円		要介護2 / 777 円		要介護3 / 900 円		要介護4 / 1,023 円		要介護5 / 1,148 円	<p><b>通所型サービス</b></p> <p>通所介護施設で食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、機能訓練などが日帰りで受けられます。また、目標に合わせたサービスも利用できます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>介護予防・日常生活支援総合事業、要支援1 (1か月に4回まで)</td> <td style="text-align: right;">436 円 / 回 1,798 円 / 月</td> </tr> <tr> <td>介護予防・日常生活支援総合事業、要支援2 (1か月に8回まで)</td> <td style="text-align: right;">447 円 / 回 3,621 円 / 月</td> </tr> </table> <p>※送迎・入浴を含む</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>栄養改善</td> <td style="text-align: right;">200 円 / 月</td> </tr> <tr> <td>口腔機能向上</td> <td style="text-align: right;">150 円 / 月</td> </tr> <tr> <td>生活機能向上グループ活動</td> <td style="text-align: right;">(I)160 円 / 月 (II)100 円 / 月</td> </tr> </table> <p>※食費・日常生活費は別途負担が必要です。</p>	介護予防・日常生活支援総合事業、要支援1 (1か月に4回まで)	436 円 / 回 1,798 円 / 月	介護予防・日常生活支援総合事業、要支援2 (1か月に8回まで)	447 円 / 回 3,621 円 / 月	栄養改善	200 円 / 月	口腔機能向上	150 円 / 月	生活機能向上グループ活動	(I)160 円 / 月 (II)100 円 / 月
◎通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満の場合)	要介護1 / 658 円																				
	要介護2 / 777 円																				
	要介護3 / 900 円																				
	要介護4 / 1,023 円																				
	要介護5 / 1,148 円																				
介護予防・日常生活支援総合事業、要支援1 (1か月に4回まで)	436 円 / 回 1,798 円 / 月																				
介護予防・日常生活支援総合事業、要支援2 (1か月に8回まで)	447 円 / 回 3,621 円 / 月																				
栄養改善	200 円 / 月																				
口腔機能向上	150 円 / 月																				
生活機能向上グループ活動	(I)160 円 / 月 (II)100 円 / 月																				

要介護1～5の方	要支援1・2の方									
<p><b>通所リハビリテーション</b> (デイケア)</p> <p>介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの介護や、生活行為向上のためのリハビリテーションが日帰りで受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす</p> <p>◎通常規模の事業所の場合 (7時間以上8時間未満の場合)</p> <p>要介護1 / 762円 要介護2 / 903円 要介護3 / 1,046円 要介護4 / 1,215円 要介護5 / 1,379円</p> <p>※送迎を含む</p> <p>※食費・日常生活費は別途負担が必要です。</p>	<p><b>介護予防通所リハビリテーション</b></p> <p>介護老人保健施設や医療施設などで、食事・入浴・排せつなどの日常生活上の支援や、リハビリテーションが日帰りで受けられます。また、目標に合わせたサービスも利用できます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす(月単位の定額) (1か月につき)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>要支援1</td> <td>2,268円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>4,228円</td> </tr> </table> <p>※送迎・入浴を含む</p> <p>(1か月につき)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>栄養改善</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">口腔機能向上</td> <td>(I) 150円</td> </tr> <tr> <td>(II) 160円</td> </tr> </table> <p>※食費・日常生活費は別途負担が必要です。</p>	要支援1	2,268円	要支援2	4,228円	栄養改善	200円	口腔機能向上	(I) 150円	(II) 160円
要支援1	2,268円									
要支援2	4,228円									
栄養改善	200円									
口腔機能向上	(I) 150円									
	(II) 160円									



●短期間入所する

要介護1～5の方	要支援1・2の方
<p><b>短期入所生活介護／短期入所療養介護</b> (ショートステイ)</p> <p>介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき) 〈短期入所生活介護〉</p> <p>◎介護老人福祉施設(併設型・多床室の場合)</p> <p>要介護1 / 603円 要介護2 / 672円 要介護3 / 745円 要介護4 / 815円 要介護5 / 884円</p> <p>〈短期入所療養介護〉</p> <p>◎介護老人保健施設(多床室の場合)</p> <p>要介護1 / 830円 要介護2 / 880円 要介護3 / 944円 要介護4 / 997円 要介護5 / 1,052円</p> <p>※食費・滞在費・日常生活費は別途負担が必要です。</p>	<p><b>介護予防短期入所生活介護／介護予防短期入所療養介護</b></p> <p>介護老人福祉施設や医療施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p>  <p>◆利用者負担のめやす(1日につき) 〈介護予防短期入所生活介護〉</p> <p>◎介護老人福祉施設(併設型・多床室の場合)</p> <p>要支援1 / 451円 要支援2 / 561円</p> <p>〈介護予防短期入所療養介護〉</p> <p>◎介護老人保健施設(多床室の場合)</p> <p>要支援1 / 613円 要支援2 / 774円</p> <p>※食費・滞在費・日常生活費は別途負担が必要です。</p>

●施設に入居して利用する

要介護1～5の方	要支援1・2の方
<p><b>特定施設入居者生活介護</b></p> <p>有料老人ホームなどに入居している方が、日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <p>要介護1 / 542円 要介護2 / 609円 要介護3 / 679円 要介護4 / 744円 要介護5 / 813円</p>	<p><b>介護予防特定施設入居者生活介護</b></p> <p>有料老人ホームなどに入居している方が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <p>要支援1 / 183円 要支援2 / 313円</p>

## 生活する環境を整えるサービス

### 福祉用具をレンタルする

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

#### 福祉用具貸与 【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）をレンタルするサービスです。



- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| ① 車いす◆               | ⑧ スロープ(工事をともなわないもの) |
| ② 車いす付属品(電動補助装置など)◆  | ⑨ 歩行器               |
| ③ 特殊寝台◆              | ⑩ 歩行補助つえ            |
| ④ 特殊寝台付属品(サイドレールなど)◆ | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器◆      |
| ⑤ 床ずれ防止用具◆           | ⑫ 移動用リフト(つり具を除く)◆   |
| ⑥ 体位変換器◆             | ⑬ 自動排泄処理装置★         |
| ⑦ 手すり(工事をともなわないもの)   |                     |

◆印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の方は利用できません。  
★印の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の方は利用できません。

次の福祉用具は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できます。

- ⑧のうち固定用スロープ ⑨のうち歩行器（歩行車を除く）
- ⑩のうち単点杖（松葉杖を除く）と多点杖

利用方法は、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの説明や提案を受けて、よく検討して決めましょう。

#### ●自己負担について

※支給限度額（28ページ）の範囲内であれば、レンタル費用の1～3割です。  
※用具の種類や事業者によりレンタル費用は変わります。

### 福祉用具を購入する

申請が必要です



#### 特定福祉用具販売 【特定介護予防福祉用具販売】

右記の福祉用具を、都道府県の指定を受けた事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

#### ●自己負担について

※いったん利用者が全額を負担します。あとで領収書などを添えて市に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に購入費の9～7割（1～3割は自己負担）が支給されます。

都道府県の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

- ① 腰掛け便座  
(上置便座、補高便座、ポータブルトイレ など)
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 入浴補助用具  
(入浴用いす、入浴用手すり、浴槽内いす、浴槽内すのこ、入浴介助用ベルト など)
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトのつり具
- ⑥ 排泄予測支援機器

次の福祉用具貸与の対象用具は、購入して利用することもできます。

- 固定用スロープ
- 歩行器（歩行車を除く）
- 単点杖（松葉杖を除く）と多点杖

※販売事業所の「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

### 小規模な住宅改修

事前の申請が必要です!

#### 住宅改修費支給 【介護予防住宅改修費支給】

改修前に市 介護保険課へ事前に申請したうえで、手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、改修費用のうち一人最大20万円を限度としてその9～7割（1～3割は自己負担）が支給されます。

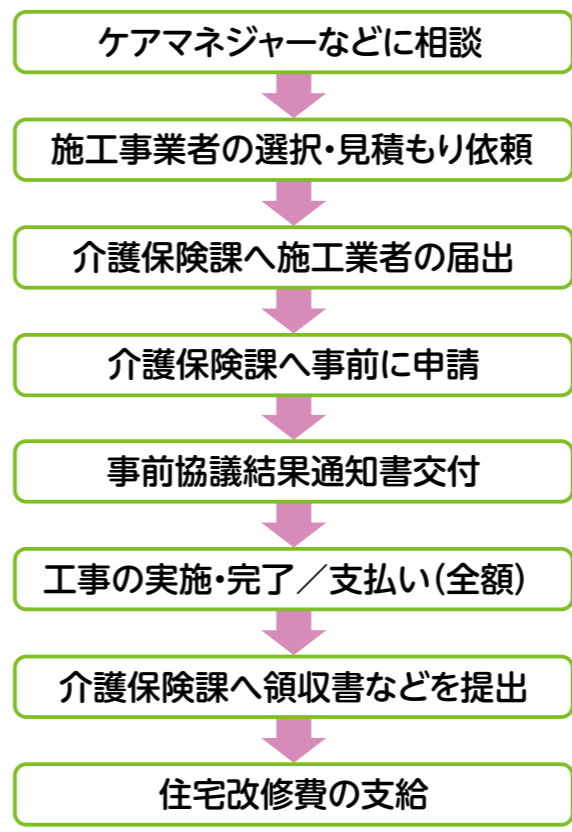
- ① 手すりの取付け
- ④ 引き戸などへの扉の取替えやドアノブの取替えなど



- ⑤ 和式便器から洋式便器への取替え

- ② 段差の解消
- ③ 滑りにくい床材への変更

#### 手続きの流れ



#### 改修前に必要な書類

- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書  
ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターなどに作成を依頼します。
- 改修箇所を記載した住宅の平面図(断面図)
- 撮影日が分かる改修前の写真
- 住宅の所有者の承諾書  
(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)
- 住宅改修の複数見積りの徴取に関する署名

#### 改修後に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書  
介護保険の対象となる工事の種類を明記し、各費用などが適切に区分してあるもの。
- 撮影日が分かる改修後の写真
- 委任状  
(支給申請者と口座名義人が異なる場合)

※改修前に市介護保険課へ事前に申請する必要がありますので、ご注意ください。

※いったん利用者が改修費全額を負担します。

※引っ越した場合や、要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます。

## 地域密着型サービス

### ●住み慣れた地域での生活を続けるために

地域の特性に応じたサービスが受けられます。ただし、原則として、他の市町村のサービスは受けられません。

要介護1～5の方	要支援1・2の方
<p><b>小規模多機能型居宅介護</b></p> <p>通いを中心に、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、多機能なサービスが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1か月につき)</p> <p>要介護1 / 10,458円 要介護4 / 24,677円                  要介護2 / 15,370円 要介護5 / 27,209円                  要介護3 / 22,359円</p>	<p><b>介護予防小規模多機能型居宅介護</b></p> <p>通所を中心に、利用者の選択に応じて、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、介護予防を目的とした多機能なサービスが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1か月につき)</p> <p>要支援1 / 3,450円 要支援2 / 6,972円</p>
<p><b>認知症対応型通所介護</b></p> <p>認知症の方が、食事・入浴などの介護や機能訓練などを日帰りで受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <p>(7時間以上8時間未満の場合)</p> <p>要介護1 / 994円 要介護4 / 1,319円                  要介護2 / 1,102円 要介護5 / 1,427円                  要介護3 / 1,210円</p>	<p><b>介護予防認知症対応型通所介護</b></p> <p>認知症の方が、食事・入浴などの日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <p>(7時間以上8時間未満の場合)</p> <p>要支援1 / 861円 要支援2 / 961円</p>
<p><b>認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</b></p> <p>認知症の方が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <p>◎ユニット数1の場合</p> <p>要介護1 / 765円 要介護4 / 841円                  要介護2 / 801円 要介護5 / 859円                  要介護3 / 824円</p>	<p><b>介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)</b></p> <p>認知症の方が共同生活する住居で、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>※要支援1の方は利用できません。</p> <p>◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <p>◎ユニット数1の場合</p> <p>要支援2 / 761円</p>

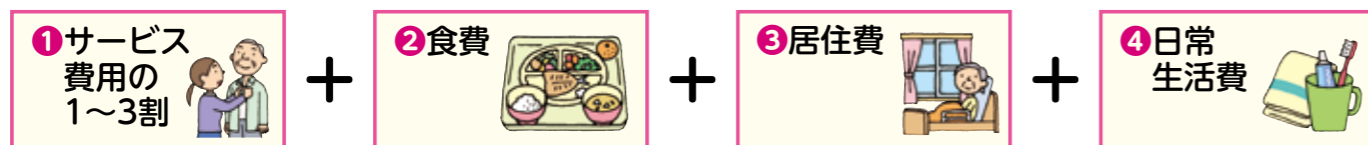
## 要介護1～5の方

<p><b>地域密着型特定施設入居者生活介護</b> ◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <p>定員が29人以下の介護専用型特定施設で、食事・入浴・排せつなどの介護や、日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。</p> <p>※要支援1・2の方は利用できません。</p> <p>要介護1 / 546円 要介護4 / 750円                  要介護2 / 614円 要介護5 / 820円                  要介護3 / 685円</p>	<p><b>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</b> ◆利用者負担のめやす(1日につき)</p> <p>(ユニット型個室の場合)</p> <p>定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、介護や機能訓練などが受けられます。</p> <p>※要支援1・2の方は利用できません。                  ※介護老人福祉施設への新規入所は、原則として要介護3以上が対象です。ただし、やむを得ない事情があれば例外として新規入所が認められる場合があります。</p> <p>要介護1 / 682円 要介護4 / 901円                  要介護2 / 753円 要介護5 / 971円                  要介護3 / 828円</p>
<p><b>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</b></p> <p>日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により居室を訪問してもらい、入浴・排せつ・食事などの介護や、日常生活上の緊急時の対応などが受けられます。</p> <p>※要支援1・2の方は利用できません。</p> 	<p>◆利用者負担のめやす(1か月につき)</p> <p>◎一体型・訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>要介護1 / 5,446円 要介護4 / 20,417円                  要介護2 / 9,720円 要介護5 / 24,692円                  要介護3 / 16,140円</p> <p>◎一体型・訪問看護サービスを行う場合</p> <p>要介護1 / 7,946円 要介護4 / 23,358円                  要介護2 / 12,413円 要介護5 / 28,298円                  要介護3 / 18,948円</p>
<p><b>看護小規模多機能型居宅介護</b></p> <p>小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることで、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。</p> <p>※要支援1・2の方は利用できません。</p>	<p>◆利用者負担のめやす(1か月につき)</p> <p>要介護1 / 12,447円 要介護4 / 27,766円                  要介護2 / 17,415円 要介護5 / 31,408円                  要介護3 / 24,481円</p>
<p><b>夜間対応型訪問介護</b></p> <p>定期巡回または通報による夜間専用の訪問介護が受けられます。</p> <p>※要支援1・2の方は利用できません。</p>	<p>◆利用者負担のめやす</p> <p>◎基本夜間対応型訪問介護費(1か月につき) 989円                  ◎定期巡回サービス(1回) 372円                  ◎随時訪問サービス(I)(1回) 567円</p>
<p><b>地域密着型通所介護</b></p> <p>定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。</p> <p>※要支援1・2の方は利用できません。</p>	<p>◆利用者負担のめやす</p> <p>(7時間以上8時間未満の場合)</p> <p>要介護1 / 753円 要介護4 / 1,172円                  要介護2 / 890円 要介護5 / 1,312円                  要介護3 / 1,032円</p>

# 施設サービス

## ●施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合は、下の①～④が利用者の負担となります。



## ●低所得の方は食費と居住費が軽減されます

低所得の方の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。

※負担軽減の対象は、41ページの介護保険三施設のほか、短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用した場合となります。

次のいずれかに該当する場合、特定入所者介護サービス費の給付の対象にはなりません。

- ① 市民税課税世帯の場合
- ② 市民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が市民税課税者の場合
- ③ 市民税非課税世帯（世帯分離している配偶者も市民税非課税）でも、預貯金等が一定額を超える場合
  - 第1段階：単身 1,000万円、夫婦2,000万円を超える場合 第3段階①：単身 550万円、夫婦1,550万円を超える場合
  - 第2段階：単身 650万円、夫婦1,650万円を超える場合 第3段階②：単身 500万円、夫婦1,500万円を超える場合

※申請には、預貯金等を確認するため、保有するすべての通帳等の写しが必要です。

■基準費用額：施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して定める額（1日につき）  
利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、水準となる額が定められています。

- 食費：1,445円（令和8年8月から1,545円）
- 居住費：ユニット型個室………2,066円  
ユニット型個室的多床室…1,728円  
従来型個室………1,728円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,231円）  
多床室………437円、または697円\*（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は915円）  
※介護老人保健施設・介護医療院の室料負担のある多床室を利用する場合は697円です。

●施設が定める食費および居住費が基準額を下回る場合は、施設の定める額と自己負担限度額の差額が給付されます。

◆負担限度額（1日につき） 令和8年8月から 食費、居住費等が【 】内の金額に変わります。

利用者負担段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者生活保護の受給者	食費の負担限度額		居住費等の負担限度額			
		短期入所サービス	施設サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者生活保護の受給者	300円	300円	880円	550円	550円 (380円)	0円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80.9万円(令和8年8月から82.65万円)以下の方	600円	390円	880円	550円	550円 (480円)	430円
第3段階①	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80.9万円(令和8年8月から82.65万円)超120万円以下の方	1,000円 【1,030円】	650円 【680円】	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円
第3段階②	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の方	1,300円 【1,360円】	1,360円 【1,420円】	1,370円 【1,470円】	1,370円 【1,470円】	1,370円 (880円) 【1,470円】 【980円】	430円 【530円*】

※介護老人福祉施設と、介護老人保健施設・介護医療院の室料負担のある多床室を利用する場合の金額です。  
●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、( )内の金額となります。

## ●施設の種類の種類

★食費・居住費・日常生活費などは別途負担が必要です。

要介護1～5の方			
<b>介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</b> 常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。 ※介護老人福祉施設への新規入所は、原則として要介護3以上が対象です。ただし、やむを得ない事情があれば例外として新規入所が認められる場合があります。			
◆利用者負担のめやす(30日)			
	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,670円	17,670円	20,100円
要介護2	19,770円	19,770円	22,200円
要介護3	21,960円	21,960円	24,450円
要介護4	24,060円	24,060円	26,580円
要介護5	26,130円	26,130円	28,650円
<b>介護老人保健施設（老人保健施設）</b> 状態が安定している方が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。			
◆利用者負担のめやす(30日)			
	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,510円	23,790円	24,060円
要介護2	22,890円	25,290円	25,440円
要介護3	24,840円	27,240円	27,390円
要介護4	26,490円	28,830円	29,040円
要介護5	27,960円	30,360円	30,540円
<b>介護医療院</b> 生活の場としての機能もそなえた施設で、長期の療養を必要とする方に、医療と日常生活上の介護を一体的に行います。			
◆利用者負担のめやす(30日)			
	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,630円	24,990円	25,500円
要介護2	24,960円	28,290円	28,800円
要介護3	32,100円	35,460円	35,970円
要介護4	35,160円	38,490円	39,000円
要介護5	37,890円	41,250円	41,760円

従来型個室………ユニットを構成しない個室  
 多床室………ユニットを構成しない相部屋  
 ユニット型個室………個室の壁が天井まであり、完全に仕切られている  
 ユニット型個室的多床室………個室の壁が天井までなく、すき間がある  
 ※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです。

相対窓口の紹介  
高齢者福祉サービス  
介護保険制度・介護予防日常生活支援総合事業

# 市の介護予防事業

## 介護予防のため実施している事業（一般介護予防事業）

### ●ミニ・デイサービス

高齢者の方が住みなれた地域でいつまでも元気に過ごすことを目的とし、運動や趣味活動などを楽しめる介護予防教室です。市内各地で行われており、好きな教室に、好きな曜日・時間を選択して参加することができます。

教室の実施場所等、詳細は下記までお問い合わせください。

### 川内川北

**楽しみ処 微笑(みしょう)**

介護サービスセンター水引  
網津町4915番地1  
株式会社シモンズ

☎31-2883

**おたっしゃ村**

ウェルガーデン光1階  
大小路町43-17  
(有)ファミリーメディカル

☎20-7185

**長生きクラブ**

長生園  
大小路町42-19  
在宅介護支援センター長生園

☎090-4359-4230

**元気もん**

ケアネット徳洲会鹿児島  
宮内町2026-2  
ケアネット徳洲会鹿児島

☎22-2002



ミニ・デイサービスについて  
詳しくはこちら▶



(市ホームページ)



### 川内川南

**スポーツ&カルチャーれもん**

スポーツ&カルチャーれもん  
横馬場町6番15号  
在宅介護支援センターあじさい

☎22-3100

**すまいる**

白寿園  
中福良町2827-1  
白寿園デイサービスセンター

☎26-1880、23-0121

**せんだい★暮らすメイト**

せんだい★暮らすメイト  
平佐町2136-7 セブンビル1F  
川内スポーツクラブ01

☎070-5490-8178

**リハビリ・フィットネス  
ゆう倶楽部(隈之城店)**

ゆう倶楽部 リハビリ・フィットネス  
隈之城町14-1  
リハビリ・フィットネスゆう倶楽部

☎29-3741



### 樋脇

**健康いきいきクラブ**

翠泉苑  
樋脇町市比野3200-118  
樋脇在宅介護支援センター

☎38-1515

**ハート&スマイル教室**

樋脇保健センター 他  
樋脇町市比野2926-2  
NPO法人ハート&スマイル

☎38-1201

東郷

**とうごう苑元気クラブ**

とうごう苑  
東郷町斧淵2501  
特別養護老人ホームとうごう苑

☎42-2111



**よかよかクラブ**

東郷町斧淵882-1  
(旧東郷中学校近く)  
NPO法人元気でおいもそ

☎090-2500-7800



入来

**えんがわ**

松清園  
入来町浦之名790-1  
入来在宅介護支援センター

☎44-5088



祁答院

**なごやか村 希望(のぞみ)**

のぞみ園  
祁答院町蘭牟田2103-7  
在宅介護支援センター のぞみ園

☎080-8090-7303




●介護予防元気度アップ事業

高齢者の皆さんが、地域貢献や社会参加をすることで、介護予防につとめることを目的としています。対象事業への参加によって集めたポイントを協力店で利用することができる制度です。

① カードの種類	参加型カード	高齢者支援型カード
② 対象者	薩摩川内市に住民登録をしている65歳以上の方	薩摩川内市に住民登録をしている40歳以上の方
③ カードを受け取る	市役所本庁、支所、甑島振興局、各市民サービスセンター、地区コミュニティセンター、中央公民館、総合福祉会館に設置してあるカードをご自由にお取りいただけます。	市役所本庁、支所、甑島振興局、各市民サービスセンターの窓口で交付します。代理申請はできません。 必要なもの：身分証等(本人確認のため)
④ 対象事業に参加する	(1) 市が主催する介護予防事業 (2) ふれあい・いきいきサロン (3) 高齢者クラブ連合会が主催する事業 (4) 交通安全協会が主催する事業 (5) 地区コミュニティ協議会が主催する事業 (6) 自治会が主催する事業 (7) その他市が認めた介護予防に資する事業	ボランティアセンター(社会福祉協議会)から依頼のあった以下の活動 ①介護保険施設で行事等の手伝いや支援、レクリエーション等の支援 ②40歳以上65歳未満の方がサロン、高齢者クラブのお手伝いをした場合(参加型カードとの併用はできません。)
⑤ スタンプを集める	対象事業に参加した場合、1つの事業(準備から片付けまで)で1つのスタンプが押印できます。事業が異なれば1日2つのスタンプまでカードに押印できます。	
⑥ 転換利用券に換える	集めたポイントは翌年度に「介護予防元気度アップポイント転換利用券」(上限5,000円)に換えることができます。転換利用券は、ポスターの掲示がある協力店で使うことができます。薩摩川内市役所または各支所で協力店の一覧を配布しています。 ●必要なもの：カード、身分証(本人確認のため)	

●お問い合わせ 介護保険課(包括支援グループ) ☎0996-23-5111

●ふれあい・いきいきサロン

ふれあい・いきいきサロンとは、地域の高齢者や住民が気軽に集まることで、見守りや閉じこもりの防止、また仲間づくりや社会参加を目的に住民が自主的に開設している「集いの場」です。

活動内容は、茶話会や地域交流・世代間交流、レクリエーション、健康づくり教室など参加者同士で企画し、公民館等身近な公共施設のほか、会員宅、野外(青空サロン)など参加者が集まりやすい場所と時間帯で、それぞれのサロンが自由に実施しています。

皆さんも、ご近所のサロンに参加されてみませんか?

●お問い合わせ 市社会福祉協議会 ☎0996-29-5538



認知症の相談窓口について

●認知症カフェ

認知症カフェは、認知症の方やその家族・地域の方など、誰でも気軽集って語らえる憩いの場です。何でも話せる息抜きの場、情報交換の場としてどなたでもご参加ください。



サンカフェ

御陵下町29番50号  
☎0996-20-1037  
(福和園)  
毎月第2&第4火曜  
10時～15時30分



参加費：1回当たり 200円

オレンジカフェ

大小路町42-19  
☎090-4359-4230  
(長生園)  
毎月第1&第3月曜  
9時30分～15時30分



参加費：1回当たり 100円

ひまわりカフェ

高江町654-1  
☎0996-25-2690  
(わかまつ園)  
毎月第2&第4火曜  
9時～15時  
(高江未来学校)



参加費：無料

カフェあじさい

横馬場町8番地11号  
☎0996-23-6000  
(あじさい苑)  
毎月第2&第4土曜  
9時～12時



参加費：1回当たり 100円

集い場のカフェ  
こんぺいとう

永利町969-1  
(グループホームさんさん隣)  
☎0996-22-3961  
(オフィス藤田(有))  
毎月第1金曜&第3火曜  
10時～15時



参加費：1回当たり 200円

ちいきのカフェ  
ひまり

祁答院町上手500-8  
☎0996-21-8888  
(つきみ園)  
毎週木曜  
10時～12時・14時～16時



参加費：1回当たり 200円

いやしのカフェ翼

中郷1丁目7番9号  
☎0996-38-1201  
(HOME MADE CAFE翼)  
毎月第1金曜  
14時～16時



参加費：1回当たり 300円

いやしのカフェ  
藤本

樋脇町市比野9941-2  
(拠り所ふじもと)  
☎0996-38-1201  
(ハート&スマイル)  
毎月第4木曜  
13時30分～15時30分



参加費：1回当たり 200円

いやしのカフェ  
朝陽

入来町浦之名12508  
(朝陽地区コミュニティセンター)  
☎0996-38-1201  
(ハート&スマイル)  
毎月第1水曜  
13時30分～15時30分



参加費：1回当たり 200円

いやしのカフェ  
清色

入来町浦之名788-1  
(清色地区コミュニティセンター)  
☎0996-38-1201  
(ハート&スマイル)  
毎月第3月曜  
10時～12時



参加費：1回当たり 200円

松原いちばんち

里町里1618番地  
☎09969-3-2326  
(甌に東風 現在地)  
毎月第2&第4火曜  
13時～17時



参加費：1回当たり 200円

カフェ恋四季

下甌町手打797番地  
☎09969-7-0829  
(カフェ恋四季)  
毎月第2&第4日曜  
10時30分～13時30分



参加費：1回当たり 600円

認知症カフェには、認知症サポーターや認知症キャラバン・メイトがいます。ご自分やご家族のもの忘れが心配な方、認知症について知りたい方、一度立ち寄ってみませんか。



●家族介護者の会「よいやんせ」

介護をしている家族の拠りどころとして、介護の悩みの共有や情報交換、介護の勉強会などの活動を行っています。介護をしている方の息抜きの場所、悩み、困っていることを何でも話せる「居場所」としてご利用ください。



日時：毎月第2木曜日 10～12時  
場所：総合福祉会館（市民病院となり）永利町4107-1  
お問い合わせ：介護保険課 包括支援グループ ☎0996-23-5111

●認知症初期集中支援チーム

認知症が疑われる方やその家族からの相談に対し、保健師・社会福祉士などの専門職がチームで家庭訪問などを行い、医療や介護サービスへのつなぎなどの支援を行います。

●SOSネットワーク事業

徘徊の恐れのある高齢者を事前に登録し、地域包括支援センターを中心に関係機関で連携した日常的な見守り体制をつくることにより、行方不明の未然防止と徘徊発生時の早期発見・保護を図ります。(登録に関しては、地域包括支援センターにご連絡ください)



認知症の相談に関するお問い合わせ

- 薩摩川内市地域包括支援センター ☎0996-24-3331
- 介護保険課 包括支援グループ ☎0996-23-5111
- 鹿児島県若年性認知症相談窓口 ☎099-251-4010



※若年性認知症に関する相談  
そのほか、このマークのある医療機関や事業所でも認知症に関する相談ができます

地域・職場・学校で認知症について考えてみませんか？

市では、認知症について理解し、本人や家族を見守ってくれるサポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を実施しています。希望される日時・場所で無料で開催することができますので、詳しくは介護保険課にお問い合わせください。



# 事業所等一覧

## 介護保険サービス提供事業所一覧

### 在宅サービス

令和8年4月1日現在

サービス種類	地域	事業所名	定員	住所	電話(0996)	FAX番号(0996)	
在宅介護支援	北 (川内川より北の川内地域、以下同じ)	在宅介護支援センターはまかぜ園	-	西方町3111	28-1031	28-1366	
		介護サービスセンター水引 在宅介護支援事業所てるてる	-	網津町4915-1	31-2884	31-2887	
		在宅介護支援事業所「笑ふる」(えみふる)	-	水引町3415-3	26-3220	41-3075	
		在宅介護支援センター福和園	-	御陵下町29-50	20-1037	25-1195	
		介護相談所とうみ	-	五代町7165-2	21-1818	26-0201	
		可愛会居宅介護支援事業所	-	宮内町2641	27-6280	27-0280	
		あおぞら	-	花木町14-25	22-5853	22-4908	
		川内市医師会居宅介護支援事業所	-	大小路町70-26	23-3311	23-3680	
		在宅介護支援センター長生園	-	大小路町21-5	21-1250	21-1264	
		森園病院	-	大小路町19-38	27-1377	23-6081	
		済生会居宅介護支援事業所せんだい	-	原田町2-46	25-5600	25-5601	
		コープ介護支援センター川内	-	中郷一丁目10-24	22-8023	22-8130	
		新門整形外科居宅介護支援事業所	-	中郷一丁目8-17	29-5663	29-5664	
		南 (川内川より南の川内地域、以下同じ)	在宅介護支援センターわかまつ園	-	高江町1653-1	25-2690	25-2368
			在宅介護支援事業所 美里園	-	宮里町397-1	21-1234	22-8838
			在宅介護支援センターあじさい	-	横馬場町8-11	25-2225	22-7769
			在宅介護支援事業所 薩摩川内	-	田崎町630-3	21-1516	21-1501
			在宅介護支援センター幸せの里	-	永利町4311-5	27-1120	27-2499
	在宅介護支援事業所ピア		-	永利町1036-1	20-7848	20-7966	
	薩摩川内市介護予防支援事業所(薩摩川内市包括支援センター)		-	永利町4107-1	24-3331	24-3332	
	介護相談センター 大海		-	宮崎町2996-1	20-1563	20-1231	
	在宅介護支援センター白寿園		-	中福良町2827-1	26-1880	26-1881	
	在宅介護支援事業所やしの実		-	勝目町4174-1	25-8155	25-8416	
	在宅介護支援事業所大笑い		-	平佐町1872 グランドール平佐11号館	23-2811	29-5311	
	卓翔会記念病院		-	天辰町1512-1	29-5900	29-5910	
	介護相談所つなぐ手		-	向田本町13-6	29-4033	24-0065	
	医療法人大誠会若松記念病院居宅介護支援事業所		-	神田町11-20	23-3291	23-6681	
	入	松清園居宅介護支援事業所	-	入来町浦之名790-1	44-5088	44-5388	
		東	グレースホーム居宅介護支援事業所	-	東郷町斧淵8920	21-6312	21-6313
	とうごう苑在宅介護支援センター		-	東郷町斧淵2501	42-2102	42-2105	
	祁	のぞみ園在宅介護支援センター居宅介護支援事業所	-	祁答院町藺牟田2153-1	56-0332	56-0356	
		居宅介護支援事業所おおむら園	-	祁答院町上手500-7	55-1177	55-0321	
鹿	薩摩川内市社会福祉協議会甌島居宅介護支援事業所	-	鹿島町藺牟田1443-1	(09969)-6-4601	(09969)-6-4482		

※地域について 樋…樋脇地域、入…入来地域、東…東郷地域、祁…祁答院地域、里…里地域、上…上甌、下…下甌、鹿…鹿島地域

サービス種類	地域	事業所名	定員	住所	電話(0996)	FAX番号(0996)	
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	北	ヘルプサービスはまかぜ園	-	西方町3111	28-1033	28-1366	
		ヘルパーステーションS&T	-	五代町7165-2	21-1817	26-0201	
		ヘルパーステーション よろこび	-	五代町3032-1	29-3857	29-3867	
		ふくしサービスセンターこの指とまれ	-	宮内町3886-1	20-1370	29-3922	
		可愛会指定訪問介護事業所	-	宮内町2641	22-0053	24-8282	
		ケアサービス南	-	宮内町1880	090-1360-9695	29-4299	
		ヘルパーステーションとなり組	-	大小路町33-14	29-5933	29-5501	
		済生会訪問介護ステーションせんだい	-	原田町2-46	25-8685	25-8910	
		サポートセンターういる	-	中郷町4708-1	20-0580	20-0598	
		コープヘルパーステーション川内	-	中郷一丁目10-24	22-8024	22-8130	
	あっとホームヘルパーステーション	-	中郷町4620-1パーディー204号	24-6652	22-4254		
	南	ヘルパーステーション 蔵の家	-	西開聞町12-2	29-5802	29-5802	
		ヘルパーステーション美里園	-	宮里町397-1	21-1234	22-8838	
		ヘルパーステーションたんぼぼ	-	横馬場町8-11	23-8866	23-6373	
ヘルパーステーションさくら		-	宮崎町1885-6	29-4356	29-4359		
ヘルパーステーションこすもす		-	勝目町5101-2	47-0813	47-0813		
樋		指月苑ホームヘルパーステーション	-	樋脇町市比野3003	38-1500	38-1511	
	訪問介護 咲良	-	樋脇町市比野131-1	41-8401	41-8400		
東	訪問介護ステーション華	-	東郷町斧淵6418-2	42-1886	42-0038		
	薩摩川内市社会福祉協議会甌島訪問介護事業所	-	鹿島町藺牟田1443-1	(09969)-6-4601	(09969)-6-4482		
訪問入浴介護	北	福和園訪問入浴介護事業所	-	御陵下町29-50	20-1047	25-1195	
	南	白寿園訪問入浴サービス	-	中福良町2911-1	20-4139	25-3908	
訪問看護	北	川内市医師会訪問看護ステーション	-	大小路町70-26	22-8100	22-8010	
		済生会訪問看護ステーションせんだい	-	原田町2-46	20-6660	20-6681	
		訪問看護ステーションみずづ	-	中郷町4805-1	41-5291	23-7825	
		あっとホーム訪問看護ステーション	-	中郷町4620-1 パーディー102号	22-7852	22-4254	
		訪問看護ステーションにっこりんぐ	-	水引町3247-5	26-2100	26-2122	
		訪問看護ステーションCruto薩摩川内	-	御陵下町29-3	22-9610	22-9611	
		ほっとBASE訪問看護ステーション	-	御陵下町37-14	080-4741-9759	-	
		南	訪問看護ステーションコスモス	-	神田町11-20 若松記念病院内	20-4646	29-4377
			伊達病院	-	神田町4-25	23-7171	23-8155
			訪問看護ステーションワンオール	-	隈之城町308番地3	24-8484	24-8485
			びっぐすまいる訪問看護ステーション	-	平佐町1872 グランドール平佐11号館	29-5111	29-5311
			訪問看護ステーションデューン北薩	-	西向田町6-32 サンビル別館3階A室	24-8267	24-8268
	訪問看護ステーションあすなろ		-	永利町962-4	24-0222	20-7966	
	里	訪問看護ステーションこんにちわ	-	田崎町630-16	20-8300	20-8686	
		訪問看護ステーションペーぐる	-	矢倉町4302番地2	26-1663	26-1673	
		訪問看護ステーション夢輝	-	白和町8-1	24-6252	24-0137	
		SDC訪問看護ステーション	-	西開聞町12-2	29-5888	29-5888	
		あっとホーム訪問看護ステーションこしき	-	里町里3364-2	(09969)-3-2045	22-4254	
		その他、医療機関において実施	-				
	訪問 リハビリテーション	北	介護老人保健施設長生園ナーシングセンター	-	大小路町51-3	22-1121	22-1120
			森園病院	-	大小路町19-38	27-1377	23-6081
			新門整形外科訪問リハビリテーション	-	中郷一丁目8-16	21-1661	21-1663
		南	介護老人保健施設あじさい苑	-	横馬場町8-11	23-6000	23-6373
			上村病院	-	東開聞町9-22	23-3185	22-8251

高齢者福祉サービス 介護保険制度・介護予防日常生活支援総合事業

# 介護保険制度、介護予防・日常生活支援総合事業

サービス種類	地域	事業所名	定員	住所	電話(0996)	FAX番号(0996)	
訪問 リハビリテーション	南	高江記念病院	-	永利町2504-1	23-2100	23-2211	
		大海宮崎クリニック	-	宮崎町3000	20-1300	23-7831	
	樋	グラン・ベリテひわき	-	樋脇町市比野2995	38-2500	38-2600	
	東	介護老人保健施設グレースホーム	-	東郷町斧淵8920	21-6311	21-6313	
		その他、医療機関において実施	-				
通所介護 (デイサービス)	北	デイサービス五代	30	五代町1249-5	26-0265	26-0201	
		デイサービスセンターはまかぜ園	30	西方町3111	28-1033	28-1366	
		デイサービスセンター あした天気になあれ	25	水引町3415番地3	26-3220	41-3075	
		ケアネット徳洲会鹿児島川内デイサービスセンター	25	宮内町2026-2	22-2002	22-3228	
		デイサービスセンターリハシップあい川内	30	原田町25-25	22-7282	29-3111	
		デイサービスセンター ラベンダー	24	上川内町3293番地1	22-1123	22-9511	
	南	デイサービスセンターわかまつ園	38	高江町1653-1	25-2368	25-2368	
		デイサービス 蔵の家	20	西開間町12-2	29-5802	29-5802	
		グレースガーデンデイサービス	25	平佐町2850	20-2200	20-2262	
		仁合院 デイサービスセンター	30	田崎町630-3	21-1515	21-1501	
		デイサービスセンター 幸せの里	34	永利町4311-5	27-0533	27-2499	
		さくらリハ デイサービス	20	宮崎町1885-6	29-4356	29-4359	
		白寿園デイサービスセンター	25	中福良町2911-1	23-0121	25-3908	
		デイサービスセンターリハシップあい 隈之城	25	山之口町4747-1	29-5670	29-5671	
		樋	翠泉苑デイサービスセンター	40	樋脇町市比野3200-118	38-1515	38-1688
		入	博愛園デイサービスセンター通所介護事業所	30	入来町浦之名673	44-5193	44-5199
			東	とうごう苑デイサービスセンター	25	東郷町斧淵2501	42-2111
		祁	のぞみ園デイサービスセンター	30	祁答院町藺牟田2153-1	56-0228	56-0227
			デイサービスセンターかがやき	23	祁答院町上手500-7	55-0077	55-0321
		通所 リハビリテーション (デイケア)	北	上小鶴外科胃腸科	45	御陵下町14-12	080-5367-8745
今村クリニック	40			宮内町2641	23-4118	27-0912	
グリーンライフ川内	20			宮内町2633	20-2500	20-2570	
長生園ナーシングセンター	40			大小路町51-3	22-1121	22-1120	
手塚医院	35			大小路町43-25	22-7400	22-7237	
永井病院	10			大小路町21-5	23-7181	23-7183	
新門リハビリテーションクリニック	20			中郷一丁目7-6	20-8222	20-8225	
新門整形外科	91			中郷一丁目8-16	21-1661	21-1663	
南	森園病院通所リハビリテーション		10	大小路町19-38	23-3125	20-2210	
	山下医院		10	向田町995-1	23-5927	23-5927	
	川原クリニック		40	向田本町18-11	23-3157	23-3157	
	若松記念病院		20	神田町11-20	25-9220	23-6681	
	伊達病院		25	神田町4-25	22-8151	23-8155	
	介護老人保健施設あじさい苑		40	横馬場町8-11	23-6000	23-6373	
	高江記念病院		20	永利町2504-1	23-2100	23-2211	
	大海宮崎クリニック		55	宮崎町3000	20-1300	23-7831	
	樋		グラン・ベリテひわき	40	樋脇町市比野2995	38-2500	38-2600
	東		介護老人保健施設グレースホーム	50	東郷町斧淵8920	21-6311	21-6313
			祁	クリニックのぞみ	20	祁答院町藺牟田2103-6	56-0011
	短期入所生活介護 (ショートステイ)		北	特別養護老人ホームはまかぜ園	16	西方町3111	28-1010
特別養護老人ホーム福和園		2		御陵下町29-50	25-3273	25-1195	
南		特別養護老人ホーム仁合院(にごういん)	※	田崎町630-3	21-1515	21-1501	
		特別養護老人ホーム幸せの里	6	永利町4311-5	27-1110	27-2499	
		特別養護老人ホーム永利	6	永利町2531	20-8135	20-8136	

サービス種類	地域	事業所名	定員	住所	電話(0996)	FAX番号(0996)	
短期入所生活介護 (ショートステイ)	南	ショートステイ 和(なごみ)	20	永利町4107-5	22-2763	25-4151	
		特別養護老人ホーム白寿園	10	中福良町2911-1	23-4488	25-3908	
		特別養護老人ホームやしの実	9	勝目町4174-1	25-8403	25-8415	
		樋	特別養護老人ホーム翠泉苑	7	樋脇町市比野3200-118	38-1515	38-1688
	入	特別養護老人ホーム博愛園	6	入来町浦之名695	44-2766	44-2810	
		東	とうごう苑ショートステイ	12	東郷町斧淵2501	42-2111	42-2105
	祁	特別養護老人ホームのぞみ園	9	祁答院町藺牟田2153-1	56-0360	56-0327	
		地域密着型特別養護老人ホームおおむら園	※	祁答院町上手500-7	55-1313	55-0321	
		特別養護老人ホームつきみ園	10	祁答院町上手500-8	21-8888	55-1777	
		里	特別養護老人ホーム寿里苑	3	里町里1621-1	(09969)-6-3820	(09969)-6-3821
	上	特別養護老人ホームこしき園	8	上甑町中甑1236	(09969)-2-0100	(09969)-2-0117	
		下	甑島敬老園短期入所生活介護事業所	8	下甑町長浜1185-2	(09969)-5-0070	(09969)-6-2020
鹿	特別養護老人ホーム鹿島園	6	鹿島町藺牟田1443-1	(09969)-6-4481	(09969)-6-4482		
短期入所療養介護 (ショートステイ)	北	グリーンライフ川内	-	宮内町2633	20-2500	20-2570	
		長生園ナーシングセンター	-	大小路町51-3	22-1121	22-1120	
		グラン・ベリテ アネックス	-	原田町8-1	29-3900	29-3773	
	南	介護老人保健施設あじさい苑	-	横馬場町8-11	23-6000	23-6373	
		樋	グラン・ベリテひわき	-	樋脇町市比野2995	38-2500	38-2600
		東	介護老人保健施設グレースホーム	-	東郷町斧淵8920	21-6311	21-6313
特定施設入居者生活介護	樋	指月苑	55	樋脇町市比野3003	38-1500	38-1511	
福祉用具貸与	北	(有)南州メディカル 川内店	-	中郷二丁目6-16	29-5562	21-1117	
		南	(株)カクイックスウィング川内営業所	-	永利町1858-1	21-1513	21-1514
			(株)タクマ建設北薩営業所	-	永利町字中牟田1858-1 パワーランド川内内	23-4040	23-4054
			(株)サポート・ケア	-	隈之城町138-1	21-1808	21-1807
	樋	(株)リプラス工房	-	平佐町3300-1	24-8117	24-8137	
		合同会社アンカー	-	樋脇町塔之原13432-1	41-3186	41-3246	
		上	サンハウス	-	上甑町中甑475-2	(09969)-2-0201	(09969)-2-1417
			福祉用具販売	北	(有)南州メディカル 川内店	-	中郷二丁目6-16
南	(株)カクイックスウィング川内営業所	-		永利町1858-1	21-1513	21-1514	
	(株)タクマ建設北薩営業所	-		永利町字中牟田1858-1 パワーランド川内内	23-4040	23-4054	
	(株)サポート・ケア	-		隈之城町138-1	21-1808	21-1807	
樋	(株)リプラス工房	-	平佐町3300-1	24-8117	24-8137		
	合同会社アンカー	-	樋脇町塔之原13432-1	41-3186	41-3246		
上	サンハウス	-	上甑町中甑475-2	(09969)-2-0201	(09969)-2-1417		

※空床利用型

# 介護保険制度、介護予防・日常生活支援総合事業

## ○介護予防・日常生活支援総合事業

サービス種類	地域	事業所名	定員	住所	電話(0996)	FAX番号(0996)	
第一号訪問事業 (ホームヘルプサービス)	北	可愛会指定訪問介護事業所	-	宮内町2641	22-0053	24-8282	
		ヘルプサービスはまかぜ園	-	西方町3111	28-1033	28-1366	
		済生会訪問介護ステーションせんだい	-	原田町2-46	25-8685	25-8910	
		コープヘルプステーション川内	-	中郷一丁目10-24	22-8024	22-8130	
		ふくしサービスセンターこの指とまれ	-	宮内町3886-1	20-1370	29-3922	
		ケアサービス南	-	宮内町1880	090-1360-9695	29-4299	
		ヘルプステーションとなり組	-	大小路町33-14	29-5933	29-5501	
		サポートセンターういる	-	中郷町4708-1	20-0580	20-0598	
		ヘルプステーション よろこび	-	五代町3032-1	29-3857	29-3867	
	ヘルプステーションS&T	-	五代町7165番地2	21-1817	26-0201		
	南	ヘルプステーションたんぼぼ	-	横馬場町8-11	23-8866	23-6373	
		ヘルプステーション美里園	-	宮里町397-1	21-1234	22-8838	
		ヘルプステーションさくら	-	宮崎町1885-6	29-4356	29-4359	
		ヘルプステーション蔵の家	-	西開聞町12-2	29-5802	29-5802	
	樋	ヘルプステーションこすもす	-	勝目町5101-2	47-0813	47-0813	
		訪問介護 咲良	-	樋脇町市比野131-1	41-8401	41-8400	
	東	訪問介護ステーション華	-	東郷町斧淵6418-2	42-1886	42-0038	
	下	薩摩川内市社会福祉協議会 鶴島訪問介護事業所	-	鹿島町蘭牟田1443-1	(09969)-6-4601	(09969)-6-4482	
	第一号通所事業 (デイサービス)	北	デイサービスセンターはまかぜ園	30	西方町3111	28-1033	28-1366
ケアネット徳洲会鹿児島川内デイサービスセンター			25	宮内町2026-2	22-2002	22-3228	
デイサービスみどりのお家せんだい			14	宮内町3886-1	29-3911	29-3922	
デイサービスセンター あした天気になあれ			25	水引町3415番地3	26-3220	41-3075	
デイサービスセンターリハシップあい川内			30	原田町25-25	22-7282	29-3111	
デイサービス五代			30	五代町1249-5	26-0265	26-0201	
デイサービスセンター ラベンダー			24	上川内町3293-1	22-1123	22-1102	
南			デイサービスセンターわかまつ園	38	高江町1653-1	25-2368	25-2368
			白寿園デイサービスセンター	25	中福良町2911-1	23-0121	25-3908
			デイサービスセンター 幸せの里	34	永利町4311-5	27-0533	27-2499
		デイサービスセンター美里園	18	宮里町397-1	21-1234	22-8838	
		デイサービスセンター永利	15	永利町2531	20-8137	20-8138	
		デイサービス みんなの家	15	天辰町716-3	27-0556	27-0551	
		さくらリハ デイサービス	20	宮崎町1885-6	29-4356	29-4359	
		デイサービスセンターリハシップあい 隈之城	25	山之口町4747-1	29-5670	29-5671	
		グレースガーデンデイサービス	25	平佐町2850	20-2200	20-2262	
		仁合院 デイサービスセンター	30	田崎町630-3	21-1515	21-1501	
デイサービス 蔵の家		20	西開聞町12-2	29-5802	29-5802		
樋		デイサービスセンターひわきの郷	18	樋脇町塔之原2670-1	37-3101	37-3351	
		翠泉苑デイサービスセンター	40	樋脇町市比野3200-118	38-1515	38-1688	
入		博愛園デイサービスセンター通所介護事業所	30	入来町浦之名673	44-5193	44-5199	
東		とうごう苑デイサービスセンター	25	東郷町斧淵2501	42-2111	42-2105	
祁		デイサービスセンターかがやき	23	祁答院町上手500-7	55-0077	55-0321	
		のぞみ園デイサービスセンター	30	祁答院町蘭牟田2153-1	56-0228	56-0227	
里		薩摩川内市社会福祉協議会 鶴島支所通所介護事業所	18	里町里1900-2	(09969)-3-2880	(09969)-3-2170	
下		薩摩川内市社会福祉協議会 鶴島敬老園デイサービスセンター	18	下甕町長浜1185-2	(09969)-5-1752	(09969)-6-2020	

## ○地域密着型サービス

サービス種類	地域	事業所名	定員	住所	電話(0996)	FAX番号(0996)	
小規模多機能型 居宅介護	北	小規模 大小路	25	大小路町52-6	23-0012	22-1120	
		小規模多機能施設 水光舎	29	原田町8-1	20-8700	29-3773	
	入	小規模多機能ホーム風光舎	25	入来町浦之名566-2	21-4335	21-4336	
	東	小規模多機能ホームとうごう苑さくら荘	24	東郷町斧淵2029	21-6661	21-6671	
		小規模多機能型居宅介護鳥丸	24	東郷町穴野1429-2	42-2233	42-2234	
	祁	小規模多機能ホームせせらぎ	22	祁答院町上手500-7	55-1123	55-0321	
認知症対応型 通所介護	北	介護サービスセンター水引 デイサービスてるてる	12	網津町4915-1	31-2883	31-2885	
		デイサービスひらさ	12	白和町9-27	25-5388	25-5388	
	南	デイサービス風楽の家(ふうらくのいえ)	12	田崎町630-18	20-8220	20-8230	
		デイサービスいきいきハウス東郷	12	東郷町斧淵398-1	42-2222	42-2222	
	祁	デイサービスセンターみどり	12	祁答院町上手500-7	55-0020	55-0321	
	里	グループホーム多喜人デイサービス	3	里町里470	(09969)-3-2127	(09969)-3-2127	
地域密着型 通所介護	北	デイサービス絆	10	五代町3035-1	29-5123	29-3867	
		デイサービスみどりのお家せんだい	14	宮内町3886-1	29-3911	29-3922	
	南	デイサービス みんなの家	15	天辰町716-3	27-0556	27-0551	
		デイサービスセンター永利	15	永利町2531	20-8137	20-8138	
	東	デイサービスセンター美里園	18	宮里町397-1	21-1234	22-8838	
		デイサービスセンターひわきの郷	18	樋脇町塔之原2670-1	37-3101	37-3351	
	里	薩摩川内市社会福祉協議会 鶴島支所通所介護事業所	18	里町里1900-2	(09969)-3-2880	(09969)-3-2170	
		薩摩川内市社会福祉協議会 鶴島敬老園デイサービスセンター	18	下甕町長浜1185-2	(09969)-5-1752	(09969)-6-2020	
	看護小規模多機能型 居宅介護	南	看多機ひなた	29	永利町962-4	20-7853	20-7966
			看護小規模多機能施設 懐風舎	29	田崎町630-16	20-8300	20-8686
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	南	グレースガーデン定期巡回ステーション	-	平佐町2850番地	20-2200	20-2262	

# 介護保険制度、介護予防・日常生活支援総合事業

サービス種類	地域	事業所名	定員	住所	電話(0996)	FAX番号(0996)	
認知症対応型 共同生活介護 (グループホーム)	北	介護サービスセンター水引 グループホーム鹿野苑(ろくやおん)	18	網津町4915-1	31-2882	31-2885	
		ケアホーム田海園	18	城上町9750-7	21-9338	21-9339	
		自立の家	18	大小路町51-23	22-8611	20-0829	
		グループホーム川内森の里	9	中郷町6956-49	27-6568	27-6569	
	南	グループホームお多麻さんの家	18	寄田町885-1	31-3722	31-3722	
		グループホームわかまつ園	18	高江町1653-1	23-1201	23-1201	
		グループホームそら	9	横馬場町8-11	22-6800	23-6373	
		グループホーム馥郁(ふくいく)	18	平佐一丁目112	29-5077	29-5088	
		グループホーム燦々(さんさん)	18	永利町970	20-3515	20-7966	
		グループホーム永利	18	永利町2533-3	20-8139	20-8140	
		グループホーム和(なごみ)	18	中福良町2911-1	22-0753	22-0753	
		グループホームあおいの家	18	隈之城町1248-1	20-3221	20-3221	
		グループホームふるさとの家「すずらん」	18	勝目町5215-5	27-6060	27-6061	
		樋脇	グループホームきままの郷	18	樋脇町市比野3244-1	38-2700	38-1775
		入	グループホーム遊雅の郷(ゆうがのさと)	18	入来町浦之名786	21-4500	21-4501
東	グループホームとうごう苑	18	東郷町斧淵2636-1	21-6551	21-6838		
祁	グループホームのぞみ	18	祁答院町藺牟田2103-6	31-8101	31-8102		
里	グループホーム多喜人(おおきに)	9	里町里470	(09969)-3-2127	(09969)-3-2127		
下	グループホームこうらく園	9	下甕町手打544	(09969)-7-0900	(09969)-7-0071		
地域密着型 介護老人福祉施設	北	地域密着型介護老人福祉施設はまかぜ園	20	西方町3111	28-1010	28-1366	
		地域密着型特別養護老人ホーム福和園	10	御陵下町29-50	25-3273	25-1195	
	南	地域密着型特別養護老人ホーム永利	29	永利町2531	20-8135	20-8136	
	樋	ユニット型特別養護老人ホーム翠泉苑	20	樋脇町市比野3200-118	38-1515	38-1688	
	祁	ユニット型特別養護老人ホームのぞみ園	10	祁答院町藺牟田2153-1	56-0360	56-0327	
		地域密着型特別養護老人ホームおおむら園	29	祁答院町上手500-7	55-1313	55-0321	
	鹿	特別養護老人ホーム鹿島園	29	鹿島町藺牟田1443-1	(09969)-6-4481	(09969)-6-4482	

## ○施設サービス

サービス種類	地域	事業所名	定員	住所	電話(0996)	FAX番号(0996)
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	北	特別養護老人ホームはまかぜ園	50	西方町3111	28-1010	28-1366
		特別養護老人ホーム福和園	65	御陵下町29-50	25-3273	25-1195
	南	特別養護老人ホーム幸せの里	60	永利町4311-5	27-1110	27-2499
		特別養護老人ホーム幸せの里ユニット型	40	永利町4311-5	27-1110	27-2499
		特別養護老人ホームやしの実	70	勝目町4174-1	25-8403	25-8415
	樋	特別養護老人ホーム仁合院(にごういん)	50	田崎町630-3	21-1515	21-1501
		特別養護老人ホーム白寿園	65	中福良町2911-1	23-4488	25-3908
		特別養護老人ホーム翠泉苑	50	樋脇町市比野3200-118	38-1515	38-1688
	入	特別養護老人ホーム博愛園	50	入来町浦之名695	44-2766	44-2810
		特別養護老人ホームとうごう苑	50	東郷町斧淵2501	42-2111	42-2105
	祁	特別養護老人ホームのぞみ園	90	祁答院町藺牟田2153-1	56-0360	56-0327
		特別養護老人ホームつきみ園	50	祁答院町上手500-8	21-8888	55-1777
	里	特別養護老人ホーム寿里苑	30	里町里1621-1	(09969)-6-3820	(09969)-6-3821
	上	特別養護老人ホームこしき園	30	上甕町中甕1236	(09969)-2-0100	(09969)-2-0117
	下	特別養護老人ホーム甕島敬老園	30	下甕町長浜1185-2	(09969)-5-0070	(09969)-6-2020

サービス種類	地域	事業所名	定員	住所	電話(0996)	FAX番号(0996)
介護老人保健施設 (老人保健施設)	北	グリーンライフ川内	70	宮内町2633	20-2500	20-2570
		長生園ナーシングセンター	70	大小路町51-3	22-1121	22-1120
		グラン・ベリテ アネックス	29	原田町8-1	29-3900	29-3773
	南	介護老人保健施設 あじさい苑	90	横馬場町8-11	23-6000	23-6373
	樋	グラン・ベリテひわき	81	樋脇町市比野2995	38-2500	38-2600
東	介護老人保健施設グレースホーム	90	東郷町斧淵8920	21-6311	21-6313	
介護医療院	北	介護医療院 坂口医院	30	大王町1-1	25-2729	22-7910

## 各種老人ホーム一覧

サービス種類	地域	事業所名	定員	住所	電話(0996)	FAX番号(0996)	
養護老人ホーム	南	和光園	75	永利町4107-5	22-2763	25-4151	
		指月苑	55	樋脇町市比野3003	38-1500	38-1511	
	下	甕島敬老園	50	下甕町長浜1195	(09969)-5-0061	(09969)-5-1753	
軽費老人ホーム	南	すこやかハイツ	30	永利町4311-5	27-0025	27-2499	
	入	松清園(しょうせいえん)	50	入来町浦之名790-1	44-4670	44-4783	
有料老人ホーム	北	有料老人ホーム とうみ	30	五代町7107-2	21-1178	26-0201	
		いきいきハウス かのあ	12	五代町3035-1-2	41-3410	29-3867	
		住宅型有料老人ホーム ラベンダー	24	上川内町3293-1	22-1123	22-9511	
		有料老人ホーム大小路	17	大小路町52-6	26-1280	22-1120	
		南	高齢者専用サービスアパートメント大樹	36	西開聞町3-19	29-5802	29-5802
		蔵の家	30	西開聞町12-2	29-5802	29-5802	
		住宅型有料老人ホーム美里園	40	宮里町397-1	21-1234	22-8838	
		住宅型有料老人ホーム月と星	18	横馬場町8-11	23-6100	23-6373	
		住宅型有料老人ホーム杏	9	横馬場町8-11	22-7800	23-6373	
	高齢者住宅 赤沢津テラス	23	宮崎町2608-1	23-3233	29-4359		
	みんなの家	26	天辰町716-3	27-0556	27-0551		
	入	住宅型有料老人ホーム 皆幸苑	20	入来町浦之名7687-1	44-4355	—	
	生活支援ハウス	北	生活支援ハウス「長生園」	10	大小路町51-3	22-1121	22-1120
里		里生活支援ハウス「もやど里」	15	里町里1900-2	(09969)-3-2880	(09969)-3-2170	
鹿		鹿島生活支援ハウス	11	鹿島町藺牟田2410	(09969)-4-2089	(09969)-4-2450	
サービス付き 高齢者向け住宅	北	虹と宝箱	22	水引町3415-3	26-3130	41-3075	
		ウェルガーデン光	22	大小路町43-17	20-7185	23-6788	
	南	カーサ ウインズ	34	田崎町630-3	21-1515	21-1501	
		グレースガーデン	40	平佐町2850	20-2200	20-2262	
(旧 高専賃)	南	グランシニアマンション風音(ふおん)	12	田崎町630-17	21-1515	21-1501	



## 薩摩川内市民憲章

平成17年1月1日制定

美しい自然と、古い歴史を誇りとするわたしたち薩摩川内市民は、  
やさしくすれば、心はかよう。  
はなしをすれば、だれでもわかる。  
考えさえすれば、みちはひらける。  
やりさえすれば、かならずできる。  
という信条をもって  
明るく豊かなまちをつくります。

## 高齢者福祉のしおり

編集・発行 薩摩川内市 健康保険部 介護保険課  
〒895-8650 鹿児島県薩摩川内市神田町3番22号  
TEL 0996-23-5111 FAX 0996-23-5131  
<https://www.city.satsumasendai.lg.jp>  
令和8年4月発行

- この冊子についてご意見をお寄せください。  
利用する皆様方の声で、より良いものにしたいと思います。

**UD FONT**  
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。